

2019年3月末
連結自己資本規制および
連結流動性規制に関する開示

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
第208条の28第1項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第57条の17第2項の経営の健全性の
状況を記載した書面に記載すべき事項に基づき行う開示

事業年度 自 2018年4月1日
(第115期) 至 2019年3月31日

野村ホールディングス株式会社

目次

第1部 連結自己資本規制に関する開示	3
第1章 自己資本の構成に関する開示事項	4
第2章 定性的な開示事項	14
1. 連結の範囲	14
2. リスク管理の概要	15
3. 野村の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	20
4. 市場リスク管理の概要	20
5. 証券化エクスポージャー管理の概要	22
6. 信用リスク管理の概要	23
7. オペレーショナル・リスク管理の概要	25
8. モデル・リスク管理	27
9. トレーディング業務以外の出資等または株式等エクスポージャー	28
10. 標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項	28
11. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	28
12. 内部格付手法を採用した場合の開示事項	29
13. 非トレーディング勘定における金利リスクの概要	30
14. 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項	31
第3章 定量的な開示事項	34
1. その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本	34
2. 信用リスクに関する次に掲げる事項	34
3. その他定量的な開示事項	36
第4章 自己資本調達手段に関する契約内容	80
1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式	80
2. 野村ホールディングス株式会社 第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）	82
3. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債（劣後特約付）	85
4. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	89
5. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）	93
6. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	97
7. 非支配持分	101
第5章 連結レバレッジ比率に関する開示事項	103
第2部 連結流動性規制に関する開示	105
第1章 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	106
第2章 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	107
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	107
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	107
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	107
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	107
第3章 資金流動性リスク管理に係る開示事項	108
1. 資金流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	108
2. 資金流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	108
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	110
第3部 開示方針	111

第1部 連結自己資本規制に関する開示 (経営の健全性の状況)

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成22年金融庁告示第132号）に基づき行う開示

第1章 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成			
国際様式の該当番号	項目	イ	ロ
		2019年3月末	別紙様式第八号(CC2)の参照項目
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	2,657,140	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	1,282,254	1a
2	うち、利益剰余金の額	1,483,853	2
1c	うち、自己株式の額(△)	108,967	1c
26	うち、社外流出予定額(△)	—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	△29,050	3
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	28	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	2,628,118	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	110,094	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	1,324	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	108,770	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	525	
11	繰延ヘッジ損益の額	—	
12	適格引当金不足額	31,643	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	27,341	
15	退職給付に係る資産の額	12,826	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	5,965	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	

(単位：百万円、%)

国際様式の該当番号	項目	イ	ロ
		2019年3月末	別紙様式第八号(CC2)の参照項目
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	
27	その他Tier1 資本不足額	—	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	188,397	
普通株式等Tier1 資本			
29	普通株式等Tier1 資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	2,439,720	
その他Tier1 資本に係る基礎項目(3)			
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	165,000
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—
34－35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,219	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
33	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	
35	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	166,219	

(単位：百万円、%)

国際様式の該 当番号	項目	イ	ロ
		2019年3月末	別紙様式第八号 (CC2)の参照項目
その他Tier1 資本に係る調整項目			
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	
42	Tier2 資本不足額	—	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	
その他Tier1 資本			
44	その他Tier1 資本の額((ニ)－(ホ)) (ヘ)	166,219	
Tier1 資本			
45	Tier1 資本の額((ハ)＋(ヘ)) (ト)	2,605,940	
Tier2 資本に係る基礎項目(4)			
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	
48－49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	293	
47＋49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	45,660	
47	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	45,660	
49	うち、最終指定親会社の連結子法人等(最終指定親会社の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	—	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	45,953	

(単位：百万円、%)

国際様式の該 当番号	項目	イ	ロ
		2019年3月末	別紙様式第八号 (CC2)の参照項目
Tier2資本に係る調整項目(5)			
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	—	
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—	
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額((チ)－(リ)) (ヌ)	45,953	
総自己資本			
59	総自己資本の合計((ト)＋(ヌ)) (ル)	2,651,893	
リスク・アセット(6)			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	14,251,587	
連結自己資本規制比率及び資本バッファ(7)			
61	連結普通株式等Tier1 比率((ハ)／(ヲ))	17.11%	
62	連結Tier1 比率((ト)／(ヲ))	18.28%	
63	連結総自己資本規制比率((ル)／(ヲ))	18.60%	
64	最低連結資本バッファ比率	3.11%	
65	うち、資本保全バッファ比率	2.50%	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.11%	
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率	0.50%	
68	連結資本バッファ比率	10.60%	
調整項目に係る参考事項(8)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	122,196	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	172,127	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	2,042	

(単位：百万円、%)

国際様式の該 当番号	項目	イ	ロ
		2019年3月末	別紙様式第八号 (CC2)の参照項目
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(9)			
76	一般貸倒引当金の額	—	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	—	
78	内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(10)			
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	45,660	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	107,540	

(単位：百万円、%)

自己資本の構成			
国際様式の該当番号	項目	2018年12月末	2018年3月末
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	2,660,895	2,806,420
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	1,278,017	1,269,772
2	うち、利益剰余金の額	1,493,688	1,694,635
1c	うち、自己株式の額(△)	110,809	157,987
26	うち、社外流出予定額(△)	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	—
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	△349	△59,356
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	26	—
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ)	2,660,572	2,747,064
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	108,724	190,066
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	1,097	78,523
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	107,626	111,543
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	742	1,844
11	繰延ヘッジ損益の額	—	—
12	適格引当金不足額	27,542	25,756
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	35,211	6,702
15	前払年金費用の額	10,227	10,564
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額	6,354	12,167
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—

(単位：百万円、%)

国際様式の該当番号	項目	2018年12月末	2018年3月末	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
27	その他Tier1 資本不足額	—	—	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	188,803	247,099	
普通株式等Tier1 資本				
29	普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,471,769	2,499,966	
その他Tier1 資本に係る基礎項目(3)				
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	—	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	165,000	165,000
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—
34-35	その他Tier1 資本調達手段に係る調整後非支配株主持分等の額	1,156	1,401	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
33	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	
35	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	166,156	166,401	

(単位：百万円、%)

国際様式の該 当番号	項目	2018年12月末	2018年3月末
その他Tier1 資本に係る調整項目			
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—
42	Tier2 資本不足額	—	—
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—
その他Tier1 資本			
44	その他Tier1 資本の額((二)－(ホ)) (ヘ)	166,156	166,401
45	Tier1 資本の額((ハ)＋(ヘ)) (ト)	2,637,925	2,666,367
Tier2 資本に係る基礎項目(4)			
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	—	—
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	—
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—
48－49	Tier2 資本調達手段に係る調整後非支配株主持分等の額	278	330
47＋49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	60,880	66,083
47	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	60,880	60,880
49	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	5,203
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計	—	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	—
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	61,158	66,412

(単位：百万円、%)

国際様式の該当番号	項目	2018年12月末	2018年3月末
Tier2資本に係る調整項目			
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	327
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—	327
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額((チ)－(リ)) (ヌ)	61,158	66,086
総自己資本			
59	総自己資本合計((ト)＋(ヌ)) (ル)	2,699,084	2,732,453
リスク・アセット(5)			
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	13,799,058	15,122,291
連結自己資本規制比率			
61	連結普通株式等Tier1 比率((ハ)／(ヲ))	17.91%	16.53%
62	連結Tier1 比率((ト)／(ヲ))	19.11%	17.63%
63	連結総自己資本規制比率((ル)／(ヲ))	19.55%	18.06%
調整項目に係る参考事項(6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	112,955	119,467
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	156,961	185,592
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	1,636	3,703
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)			
76	一般貸倒引当金の額	—	—
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	—	—
78	内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—	—

(単位：百万円、%)

国際様式の該 当番号	項目	2018年12月末	2018年3月末
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)			
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	—
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当 該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	—
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	60,880	104,880
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当 該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	92,220	92,320

第2章 定性的な開示事項

1. 連結の範囲

- (1) 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年12月金融庁告示第130号。以下、「連結自己資本規制比率告示」といいます。）第2条に規定する連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「会社グループ」といいます。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下、「会計連結範囲」といいます。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結保険子法人等について、連結自己資本規制比率告示第3条第3項に基づき、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いをしております。

また、連結変動持分事業体（以下、「VIE」といいます。）については、経済実態に即し、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いを行っております。具体的には、会社グループ内エンティティとの間のカウンターパーティ・リスクは内部消去を行わずにこれを信用リスク・アセットの額として算出し、同じく会社グループ内エンティティによる当該VIEの運用する資産に対する投資については、信用リスク・アセットの額またはマーケット・リスク相当額を算出しております。

- (2) 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

2019年3月末において、野村証券株式会社（日本・証券業）、ノムラ・インターナショナルPLC（英国・証券業）、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（米国・証券業）、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（香港・証券業）、野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（日本・証券業）など186社。

- (3) 連結自己資本規制比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数並びに当該金融業務を営む関連会社等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- (4) 会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものについては、該当ありません。

会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものについては、2019年3月末において、
Nomura Reinsurance ICC Limited（ガーンジー、保険業、総資産0.5億円、純資産0.5億円）、
Nomura Reinsurance 1 IC Limited（ガーンジー、保険業、総資産298億円、純資産16億円）、
Nomura Reinsurance 3 IC Limited（ガーンジー、保険業、総資産3億円、純資産3億円）、
Nomura Reinsurance 5IC Limited（ガーンジー、保険業、総資産26億円、純資産8億円）、
US CB Reinsurance 1 IC Limited（ガーンジー、保険業、総資産13億円、純資産12億円）、
US CB Reinsurance 2 IC Limited（ガーンジー、保険業、総資産0億円、純資産0億円）、
Nomura Americas Re Ltd.（バミューダ、保険業、総資産907億円、純資産67億円）、
Nomura Americas US Re Ltd.（バミューダ、保険業、総資産15億円、純資産15億円）、
その他VIE1, 172社が該当します。

- (5) 会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

会社グループの持株会社並びに子会社等に適用される法令の要件を適切に満たす自己資本の額が確保されること、また、各会社の業務の運営を損なうことなくかつ支払い能力・流動性・収益性に悪影響が及ばないこと等を十分考慮した上で適切に運営されております。

2. リスク管理の概要

野村の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどのさまざまなリスクに晒されており。野村では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロールし、モニタリングし、報告するためのリスク管理体制を構築しております。

(1) リスク管理の基本理念

野村では、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により野村の資本が毀損する可能性、および自社の信用力の低下または市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなるという資金流動性リスク、さらに収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなるというビジネス・リスクをリスクとして定義しております。

そのうえで、野村では全社員が自らリスク管理を行う主体であると認識し、リスクに適切に対処することを基本理念としております。

野村では、組織内の全階層において積極的なリスク管理がなされるよう推進し、かつ、リスクをリスク・アペタイトの範囲内に抑制するよう努めております。

野村のリスク管理の枠組みはリスク・アペタイト、リスク管理のガバナンスおよび監督、財務的経営資源の管理、すべてのリスク・カテゴリーの管理、およびリスクの計測および管理プロセスで構成されています。これら主要な項目については次に詳述いたします。

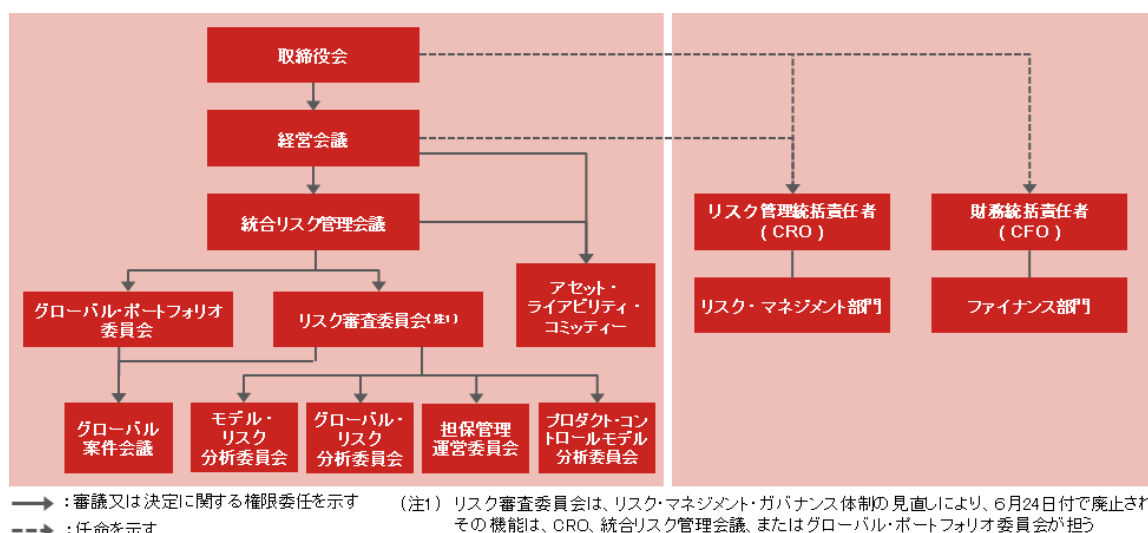
(2) リスク・アペタイト

野村は、規制上の資本、流動性、業務環境によって決定される制約条件を勘案のうえ、最大限取りうるリスク水準の範囲内で、戦略的な目標と事業計画の達成のために許容するリスクの種類およびリスク量を、リスク・アペタイト・ステートメントとして定めています。リスク・アペタイト・ステートメントは、リスク管理統括責任者（CRO）および財務統括責任者（CFO）により提案され、経営会議が承認することにより決定されます。リスク・アペタイト・ステートメントには、自己資本充実度とバランス・シート、流動性リスク、市場および信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、モデル・リスクが含まれ、野村の事業遂行にともなうリスクが表されています。またリスク・アペタイトの各項目の主管部署は、定期的にモニタリングを行い、違反が発生することがないように、適切に管理を行うこととしています。

野村のリスク・アペタイト・ステートメントについては、経営会議において年一回見直しが行なわれています。見直しは必要に応じて臨時で実施し、当社戦略に重大な変更があった場合には必ず見直しを行うことになっております。リスク・アペタイトは、野村のリスク管理体制の基礎をなすものです。

(3) リスク管理の組織体制

野村では、効果的な事業運営とリスク管理のための会議体が設置されています。リスク管理体制は以下のとおりです。



取締役会

取締役会は、野村の経営の基本方針、その他法令に定められた事項について決定し、取締役および執行役の職務執行状況を監督します。また取締役会は、経営会議規程の制定、改廃について決定する権限を有しております。

経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、野村における経営戦略および経営資源の配分ならびに経営にかかる重要事項を審議し、株主価値の増大に努めます。またリスク管理に関する審議事項の決定権限を統合リスク管理会議に委譲しています。経営会議の主要な役割は以下のとおりです。

- ・経営資源の配賦—各年度の開始にあたり、経営会議は経済資本や無担保調達資金等の各種経営資源の配賦や経営資源のリミットの設定を行います。
- ・事業計画—各年度の開始にあたり、経営会議は野村の事業計画や予算を承認します。また、期中における、重要な新規ビジネス、事業計画の変更、予算や経営資源の配賦を承認します。
- ・レポーティング—経営会議は経営会議の内容等を取締役会へ報告します。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、野村の統合リスク管理に係る重要事項の審議・決定をします。統合リスク管理会議は、野村のリスク・アペタイトに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

また、リスク管理の枠組みを整備することを通じて野村のリスク管理を監督します。リスク管理に関する重要な事項その他議長が必要と認める事項について、取締役会および経営会議に報告します。

加えて、統合リスク管理会議は、経営会議の委任を受け、リスク管理規程を策定し、リスク管理の基本方針を含む野村のリスク管理の枠組みについて定めております。

リスク審査委員会

統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める野村の戦略的なリスク配分、リスク・アペタイトに基づいて、野村の市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクにかかる重要事案を審議・決定し、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。(なお、リスク審査委員会は、リスク・マネジメント・ガバナンス体制の見直しにより、6月24日付で廃止され、その機能は、CRO、統合リスク管理会議、またはグローバル・ポートフォリオ委員会が担うこととなりました。)

グローバル・ポートフォリオ委員会

統合リスク管理会議の委任を受けたグローバル・ポートフォリオ委員会は、特定のポートフォリオの管理に係る事案を審議・決定し、野村のリスク配置およびリスク・アペタイトに沿ったリスク・プロファイルを実現することを目的として運営しております。特定のポートフォリオとは、3つのカテゴリー（イベント・ファイナンス、ターム・ファイナンス、アセット・ベースド・ファイナンス）の少なくとも1つに該当するビジネスまたは商品から構成されるポートフォリオとなります。

アセット・ライアビリティ・コミッティー

アセット・ライアビリティ・コミッティーは、経営会議および統合リスク管理会議の委任を受け、統合リスク管理会議が定める野村のリスク・アペタイトに基づきバランス・シート管理体制、財務的経営資源の配賦、流動性管理などを審議します。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

グローバル・リスク分析委員会およびモデル・リスク分析委員会

グローバル・リスク分析委員会およびモデル・リスク分析委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、野村におけるリスク・モデルおよび評価モデルの開発および管理に関する重要事項の審議・決定をします。両委員会は、新規モデルや既存モデルの大幅な変更の承認など、リスク・モデルおよび評価モデルの管理における統制および監督について責任を有します。重要事項の審議や決定について、定期的にリスク審査委員会に報告します。（なお、リスク審査委員会は、リスク・マネジメント・ガバナンス体制の見直しにより、6月24日付で廃止され、本項に関する機能は、CROが担うこととなりました。）

グローバル案件会議

グローバル案件会議は、リスク審査委員会およびグローバル・ポートフォリオ委員会の委任を受け、統合リスク管理会議が定める野村のリスク・アペタイトに沿って、個別取引の審議・承認を行い、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。（なお、リスク審査委員会は、リスク・マネジメント・ガバナンス体制の見直しにより、6月24日付で廃止され、本項に関する機能は、グローバル・ポートフォリオ委員会が単独で担うこととなりました。）

担保管理運営委員会

担保管理運営委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、担保集中、流動性、担保再利用、リミットおよびストレス・テストを通じた担保リスク管理について審議・決定を行います。また野村の担保戦略の方向性を示し、担保の規制要件を確実に遵守します。（なお、リスク審査委員会は、リスク・マネジメント・ガバナンス体制の見直しにより、6月24日付で廃止され、本項に関する機能は、CROが担うこととなりました。）

リスク管理統括責任者

リスク管理統括責任者（CRO）は、リスク・マネジメント部門における全般的な戦略および方針を構築する責任を有します。また、野村のリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの有効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議または報告を行います。

財務統括責任者

財務統括責任者（CFO）は、野村の財務戦略を統括します。また、経営会議の委任を受け、流動性管理について執行権限および責務を有します。

(4) リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立して設置された、リスク管理を担当する部署または組織で構成されております。リスク・マネジメント部門は、リスク管理にかかるプロセスの構築と運用、方針および規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員および統合リスク管理会議等への報告、行政当局への報告およびリスク管理手法等の承認申請も必要に応じて行います。リスク管理に関する重要な事項はリスク・マネジメント部門がCROと緊密に連携します。CROやCo-CROは、定期的に経営会議や統合リスク管理会議にリスクに関する事項を報告します。

(5) リスク・ポリシー管理の枠組み

ガバナンス上必要不可欠なツールであるリスク・マネジメント部門の規程や実施手続きには、野村のリスク管理を円滑に行うための基本方針、規則、基準や特定のプロセスが定義されております。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に関する規程および実施手続きを策定するための共通の枠組みとして基本原則、プロセスおよび手続きを明確に規定したリスク・ポリシー管理の枠組みを定めております。リスク管理に関する規程および実施手続きはすべて当該枠組みに準拠し、適用除外事項については所定の手続きに従うものとします。

(6) モニタリング、報告およびデータ管理

リスクに関する経営情報（以下「マネジメント・インフォメーション」）の算出と集計、報告およびモニタリングは、適切なリスク管理体制に不可欠です。マネジメント・インフォメーションの目的は、適切な上申と意思決定、および対応策の策定に資する情報を提供することです。リスク・マネジメント部門およびファイナンス部門は、リスク・アペタイトに対応するポジションの状況に関するマネジメント・インフォメーションを定期的に取りまとめる責任を有します。マネジメント・インフォメーションは、リスク・カテゴリー全般にわたる情報を含み、また各リスクの特定および評価のためのさまざまなリスク管理手法を使用して作成されます。リスク・マネジメント部門は、マネジメント・インフォメーションに関するデータを適切に管理する責任を有します。

(7) 財務的経営資源の管理

野村は、財務的経営資源を適切に使用するため、財務的経営資源の管理体制を構築しております。期初に、経営会議が各部門に対し財務的経営資源の配賦を行います。各部門では、財務的経営資源の配賦により収益予算の策定を行います。財務的経営資源の主要な構成要素は以下のとおりです。

リスク・ウェイトド・アセット(RWA)

RWAは連結自己資本規制比率の計測に用いられるリスク相当額から算定された金額です。経営会議が、NHI(野村ホールディングス株式会社)連結ベースでのリスク・アペタイトに基づき、各部門等に対しRWAリミットの設定を行います。ファイナンス部門はRWAリミットの使用額をモニタリングし、経営会議へ報告する責任を有します。

経済資本

野村の経済資本であるNomura Capital Allocation Target（以下「NCAT」）は、野村がビジネスを行うにあたり必要となる資本に関する内部指標であり、野村にとって深刻な不利益を被るシナリオにより1年間に発生しうる予期せぬ損失を吸収するために必要な資本として計測されます。この深刻な不利益を被るシナリオとは、信頼水準99.95%で1年間に発生しうる損失として定量化されるものと定義されます。NCATは、ポートフォリオNCATおよびノン・ポートフォリオNCATにより構成されます。ポートフォリオNCATは、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、プリンシパル・ファイナンス/プライベート・エクイティに関するリスクおよび投資有価証券に関するリスク等、野村の資産価値に直接影響を及ぼすリスクを構成要素とし、ノン・ポートフォリオNCATは、ビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスク等、特定の資産価値に直接的には影響を及ぼさないリスクを構成要素とします。NCATリミットは経営会議の承認により設定され、各部門やそれ以下の階層に配賦されます。

社内資金

財務統括責任者は、部門等は無担保で提供される資金の上限を決定し、経営会議は部門への配賦額を決定します。グローバル・トレジャリーは部門毎の資金使用量をモニタリングし、経営会議に報告します。

レバレッジ・エクスポージャー

レバレッジ・エクスポージャーは連結レバレッジ比率の計測に用いられるエクスポージャーの額から算定された金額です。NHI連結ベースでのリスク・アペタイトに基づき、経営会議が各部門等に対し、レバレッジ・エクスポージャー・リミットの設定を行い、ファイナンス部門は、レバレッジ・エクスポージャー・リミットの使用額をモニタリングし、経営会議へ報告する責任を有します。

(8) リスクの種類と定義

野村では、リスクを以下の通り分類、定義した上で、各リスクを管理する部署または組織を設置しています。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。
信用リスク	債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいいます。信用リスクはオン・バランス、オフ・バランス双方のエクスポージャーを含みます。また、当該リスクはカウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（以下「CVA」）により損失を被るリスクを含みます。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクをいいます。当該リスクには、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。
モデル・リスク	モデルの誤謬、又はモデルの不正確若しくは不適切な適用により、財務的損失を被るリスク、意思決定を誤るリスク、又は顧客からの信頼低下を引き起こすリスクをいいます。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスク。野村の経営陣はビジネス・リスクを管理する責任を有します。

3. 野村の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

野村は、リスク・アペタイトに基づくリスク管理体制の下で、連結自己資本規制比率に基づく規制資本の観点から自己資本充実度の評価を実施しております。また、ストレス・テストによりストレス環境下における自己資本充実度の評価も実施しております。

規制資本に基づく自己資本充実度評価は、連結自己資本規制比率告示において規定される連結Tier1比率（リスク・アセットの合計額（信用リスク・アセットの額の合計額、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額の和をいいます。）とTier1資本の額から算定）、および連結レバレッジ比率等により行っております。

ストレス・テストは、野村のポートフォリオを包括的にカバーする前提（シナリオ）の元で定期的を実施しています。具体的には、2008年後半のグローバルな信用危機を参考とし、それが顕在化した場合に被りうるストレス損失がもたらす資本への影響度を計測しております。計測の際には各ポートフォリオの特性（プロダクトや保有目的など）を踏まえ、ヘッジ効果の考慮の有無や、実際に損益が顕在化するまでの期間がどの程度か、などを考慮し、計測結果の蓋然性を高めるようにしております。また保有ポジションに対してのみでなく、オペレーショナル・リスクや、イベント発生後の手数料収入の減少を想定し、野村に与える総合的なインパクトを加味した上で、自己資本充実度の確認を行っております。

4. 市場リスク管理の概要

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクです。

(1) 市場リスク管理プロセス

市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する市場環境をグローバルに分析し、損失につながる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では継続して市場リスクを統計的に計測・モニタリングする主要な手段として、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」）、ストレスVaR（以下「SVaR」）および追加的リスク（インクリメンタル・リスク・チャージ、以下「IRC」）を利用しております。また、感応度分析やストレス・テストも市場リスクを評価・分析する手段として利用しております。感応度は、市場リスク・ファクターの単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、異なるリスク・ファクターに関する感応度を合算することはできません。ストレス・テストにおいては、ポートフォリオ・リスクやテイル・リスクをその非線形な性質を含めて分析し、グループ全体、各部門、個々のトレーディング・デスクに到るあらゆる階層で、市場リスク・ファクターを横断した合算が可能となります。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートその他の経営情報により、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

(2) VaR

VaRは、株価、金利、クレジット・スプレッド、為替レート、コモディティ価格とこれらのボラティリティや相関を含む市場要因の不利な動きにより発生しうる損失額を計測するものです。

VaRメソッドロジーの前提

野村は、グループ全体のトレーディングに関するVaRの計測にあたり、グローバルに実装された単一のVaRモデルを利用しています。このVaRモデルにおいては、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しており、過去2年間のヒストリカルな市場の動きを、野村の現在のエクスポージャーに適用することにより収益分布を構成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準（確率）において推定することができます。なおVaRモデルが市場変動性の変化を反映するようシナリオに重みを付ける手法を採用しております。また野村は、同一のVaRモデルを、社内におけるリスク管理と規制上の報告の双方に使用しています。保有期間1日のVaRは、リスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用され、保有期間10日のVaRは規制資本の計算に利用されます。保有期間10日のVaRは、実際の10日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。これらVaRの計算に加え、バーゼル2.5規制のもとでVaRを補完するためにSVaRの計算を行っております。SVaRはストレス下にある金融市場のある1年間のデータを利用して計測されます。このSVaRの対象期間は、定期的に調整されますが、SVaRに利用されるヒストリカル・データは、VaRの場合のように重みを付けていません。

野村のVaRモデルは、可能な限り、個々のヒストリカル・データを利用します。しかし、高品質な個別データ

が存在しない場合、代理変数ロジックにしたがって当該エクスポージャーに適切なヒストリカル・データを割り当てます。代理変数の水準は、内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされると共に、VaR計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

VaRバック・テスト

野村のVaRモデルのパフォーマンスが、目的に合致しているかは、継続的にモニタリングされております。VaR検証の主な方法は、1日分の損益とそれに対応するVaR値の比較（バック・テスト）です。野村は、VaRモデルのバック・テストをさまざまなレベルで行っており、バック・テストの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。

2019年3月期において、グループ・レベルで信頼水準99%のVaRの超過はありません。

VaRの限界と利点

VaRの主な利点は、さまざまな資産区分のリスクの合算が可能であることです。しかしながら、リスク計測方法としてのVaRには、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。つまり、目先の市場変動を推測する場合、直近の変動要因に基づく分布および相関から推測することが適していることを暗黙のうちに仮定しております。また、VaRは流動性のある市場におけるリスクの把握に適しておりますが、急に不連続に変動する市場要因の把握には適しておりません。それゆえに、VaRは厳しい事象の影響について、すべてを表しているとは言えません。

野村はVaRモデルが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。

(3) 追加的リスク

追加的リスク（IRC）として知られる手法は、VaRやSVaRに対する追加的リスク要素として、クレジット感応度の高いポジションに関するデフォルトや格付遷移のリスクを捕捉するものです。IRCは、信頼区間99.9%、保有期間1年の場合における非証券化商品のデフォルトやクレジット低下を推定するものです。

(4) 包括的リスク

包括的リスク（コンプリヘンシブ・リスク・メジャー、以下「CRM」）として知られる手法は、VaRやSVaRに対する追加的リスク要素として、コリレーション・ポートフォリオのデフォルトやプライシングのリスクを捕捉するもので、信頼区間99.9%、保有期間1年の場合における包括的リスクを推定するものです。

(5) ストレス・テスト

野村は、VaRや感応度分析が全てのポートフォリオ・リスクやテイル・リスクを捕捉できないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは定期的に行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。野村では、デスク・レベルのみならず、市場変動が野村全体に与える影響を把握するためにグローバルに統一されたシナリオによるグループ・レベルでのストレス・テストも行っております。

5. 証券化エクスポージャー管理の概要

(1) リスク管理の概要

「4. 市場リスク管理の概要」で述べた市場リスクを適切に管理するための枠組み、すなわち、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失につながる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応につなげる枠組みは証券化エクスポージャーの管理においても有効と考えております。野村では、VaR、ストレス・テスト、感応度分析等、多くの手段を用いて証券化エクスポージャーの市場リスクを評価し管理しています。

(2) 体制の整備およびその運用状況：最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制

証券化エクスポージャーにおける構造上の特性や裏付資産のリスク特性等を把握するための体制を構築しています。リスク・マネジメント部門では、キャッシュ・フローの分析や評価を行うツールを用いて構造上の特性を把握するとともに、取引状況や市場動向を継続的にモニタリングしつつ、月次での資金移動状況を捕捉するなどしてリスクを評価しています。

(3) 当社がスポンサーとして関わっている証券化取引のうち、2019年3月末時点で当社がエクスポージャーを持つ取引において証券化目的導管体に該当するものは以下のとおりです。

- NRTL TRUST
- NRPL TRUST 2018-1
- NRPL TRUST 2018-2
- NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP ALTERNATIVE LOAN TRUST SERIES 2006
- NOMURA RESECURITIZATION TRUST 2015-2R
- AJAX MORTGAGE LOAN TRUST 2017-D
- ANGEL OAK MORTGAGE TRUST LLC
- DEEPHAVEN RESIDENTIAL MORTGAGE TRUST 2018-3
- ELLINGTON FINANCIAL MORTGAGE TRUST 2017-1
- PRPM 2017-3 LLC
- VERUS SECURITIZATION TRUST 2017-SG1
- CAM MORTGAGE TRUST 2018-1
- CIVIC MORTGAGE LLC 2018-2
- CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST 2019-R02
- CONNECTICUT AVENUE SECURITIES TRUST 2019-R01

(4) 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称および当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

該当ありません。

(5) 証券化取引に関する会計方針

日々時価評価を行っております。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングス・リミテッドの5社の格付を使用しています。

(7) 内部評価方式を用いている場合には、当該内部モデルの概要

内部評価方式は用いておりません。

(8) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

定量的な情報に重要な変更はございません。

6. 信用リスク管理の概要

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件どおりに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産にかかる損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（CVA）により損失を被るリスクを含みます。なお、野村では、グローバルおよびリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しています。

(1) 信用リスク管理体制

野村における信用リスクの計測、モニタリングおよび管理に関する事項は、グローバル・ポリシー、プロセス・チャートで規定しています。クレジット・リスク・マネジメント部門（以下「CRM」）は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロセスの実装、および維持、管理に責任を負います。これらのポリシーは、統合リスク管理会議、グローバル・リスク・ストラテジック・コミッティ（以下「GRSC」）の承認を受けて制定され、信用リスク管理の基本方針のほか、クレジット・リミット設定にかかる承認権限を定めています。

信用リスク・エクスポージャーは、CRMならびに、グローバルおよび地域の各種リスク・コミッティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認や、シニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認を行う態勢を確保しています。

(2) 信用リスク管理プロセス

CRMは、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するための組織であり、CROに報告します。野村における信用リスク管理プロセスは、以下を含みます。

- ・カウンターパーティの債務不履行の可能性の評価
- ・すべてのアクティブなカウンターパーティに対する内部格付の付与
- ・与信の供与およびクレジット・リミットの設定に関する承認
- ・時価および将来のポテンシャル・エクスポージャーの計測、モニタリングおよび管理
- ・契約書における信用リスクに関する条件の設定
- ・一括清算、担保徴求およびヘッジを含む適切な信用リスク削減手法の活用

信用リスク管理の対象には、カウンターパーティとの取引に加えて、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券のほか、信用リスク管理が必要と考えられる各種の債券や株式商品を含みます。

カウンターパーティの信用力の評価は、対象先の事業環境、競争力、経営陣や財務面での強みや柔軟性に関する詳細なデュー・ディリジェンスや分析に基づき行います。また、クレジット・アナリストは、対象先の組織体制や、明示的なまたは暗黙の信用補完も考慮します。なお、CRMは、カウンターパーティのみでなく、カウンターパーティ・グループ単位でも信用リスクを評価します。

CRMは、信用分析の結果に基づき、カウンターパーティまたは債務者のデフォルト確率を評価し、格付機関と同様のアルファベット記号や所定の番号を付与します。クレジット・アナリストは、内部格付を付与するとともに、年1回以上、見直しを行う責任を負います。

野村の内部格付制度では、さまざまな格付モデルを使用して、グローバルに一貫性と正確性を確保しています。これらのモデルは、リスク・メソドロジー・グループにより開発され、見直しが行われています。内部格付は、野村におけるカウンターパーティの信用リスク管理における重要な構成要素として、以下のよう

- ・個々のカウンターパーティまたはカウンターパーティ・グループに対して野村が許容するカウンターパーティ・クレジット・リスクの上限額の設定（クレジット・リミットの設定）
- ・クレジット・リミット設定の承認権限の委譲に係る基準額の決定（テナーを含む）
- ・クレジット・レビュー（クレジット・リミットの見直し）の頻度の決定
- ・カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する野村のシニア・マネジメント向けの報告
- ・カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する野村以外の関係者向けの報告

信用リスク管理部署（以下「CRCU」）は、グローバル・モデル・バリデーション・グループ内に設置されており、CRMから独立した立場で、野村の内部格付制度に関する検証が適切に実施される体制を確保し、制度に問題があればその速やかな解決のために、シニア・マネジメントに報告します。CRCUは、内部格付制度が正確、かつリスクを予知できるものであることを確認し、シニア・マネジメントに対して定期的に制度に関する報告を行います。

野村では、規制自己資本を算出するための信用リスク・アセットの計算において、2011年3月より基礎的
内部格付手法を採用しています。なお、信用リスク・アセットの計算において、重要性の低い一部のビジネス
または資産については、標準的手法を採用しています。

内部格付はデフォルト確率（以下「PD」）と紐付けされ、信用リスク・アセット額算出に使用されています。PDは毎年リスク・メソドロジー・グループによって推計され、CRCUによるその保守性のチェックと使用されたPDのバックテストを通じ検証されています。

(3) クレジット・リミット／リスク計測

内部格付は、カウンターパーティに対してクレジット・リミットを設定するために必要不可欠なものです。また、野村のクレジット・リミットの枠組みは、リスク・アペタイトに沿って、適切に信用リスクを取ることができるように設計されています。グローバルのクレジット・ポリシーでは、内部格付に基づき、個々のカウンターパーティ・グループに対して設定できるクレジット・リミットおよびテナーの上限を定めた承認権限の表を定めています。

野村では、カウンターパーティ・エクスポージャーは、主にデリバティブ取引、証券貸借取引（以下、総称して「デリバティブ等取引」）により発生しています。カウンターパーティに対して発生するクレジット・エクスポージャーは、個々のカウンターパーティの信用力の分析に基づき設定されるクレジット・リミットにより管理しています。信用リスクは、設定したクレジット・リミットによるクレジット・エクスポージャーのモニタリングや、カウンターパーティの信用力に関する継続的なモニタリングを通して、日次で管理しています。特定のカウンターパーティ、セクター、産業または国に対する野村のリスク・アペタイトを変更させるような状況下では、その内容、程度に応じて、内部格付やクレジット・リミットの変更を行います。

野村のグローバル・システムには、カウンターパーティに対するすべてのクレジット・リミットおよびクレジット・エクスポージャーが記録されています。これにより、CRMは、クレジット・リミットの使用状況を把握、監視、管理し、リミット超過が発生した場合、適切に報告を行う態勢を確保しています。

野村では、デリバティブ等取引については、主に所定の信頼水準でのポテンシャル・エクスポージャーを計測するモンテ・カルロ・シミュレーション・モデルで信用リスクを計算しています。信用リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、2012年12月末より、期待エクスポージャー方式による連結自己資本規制比率の算出にも利用されています。

なお、ローンおよびローン・コミットメントは、使用分および未使用分の双方について、計測およびモニタリングを行っています。

(4) ロング・ウェイ・リスク

ロング・ウェイ・リスクは、カウンターパーティに対するエクスポージャーが、当該カウンターパーティの信用力の悪化と高い相関関係にある場合に発生するリスクをいいます。野村は、ロング・ウェイ・リスクを管理するためのグローバルのポリシーを定めています。また、ポートフォリオのロング・ウェイ・リスクの評価ではストレス・テストも活用し、クレジット・エクスポージャーや規制自己資本について必要に応じて調整を行っています。

(5) ストレス・テスト

ストレス・テストは、野村の信用リスク管理において必要不可欠であり、定期的実施するストレス・テストにより、カウンターパーティ、セクター、および地域ごとの信用リスクの評価を行っています。なお、ストレス・テストには、リスク・ファクター、デフォルト確率または格付遷移に一定のストレスを与えるこ

とでリスクの集中度合いを確認するテストも含まれます。

(6) リスク削減手法

野村では、信用リスク管理において、金融商品、契約書、さらに一般的な取引慣行を活用しています。野村は、多くのカウンターパーティとの間で、国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」）の基本契約書、またはそれに準ずる契約書（以下、総称として「マスター・ネットィング契約」）を締結しています。マスター・ネットィング契約を締結することで、債権、債務を相殺し、カウンターパーティのデフォルトにより発生する潜在的な損失額を減少させています。また、信用リスクをさらに削減するため、担保契約も活用し、取引開始時、またはエクスポージャーの水準、格付の変更、もしくはその他の事由が発生した際に、カウンターパーティから担保を受領できるようにしています。

7. オペレーショナル・リスク管理の概要

野村はオペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。

(1) 三段階管理

野村は、業界標準である、以下の三段階管理で、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしております。

- 1) 第一段階：ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行います。
- 2) 第二段階：オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理の枠組みを策定し、その運用を推進します。
- 3) 第三段階：内部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの確認を行います。

(2) 野村におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み

野村は、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備しております。経営会議より委任を受けた統合リスク管理会議がこの枠組みに基づくオペレーショナル・リスク管理全般を監督しています。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のように構成されております。

管理の枠組みの基盤

- ・ポリシー・フレームワークの構築と維持：オペレーショナル・リスク管理に関して定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化します。
- ・研修および理解の促進：オペレーショナル・リスク管理について、野村内の認識を高めるための取り組みです。

主要な管理活動の実施

- ・オペレーショナル・リスク事象等の報告：オペレーショナル・リスクに起因して損失または利益、もしくはその他の影響が発生した、あるいは発生する可能性があった事件および事故、あるいは他社事例についての情報を収集・報告するプロセスです。
- ・RCSA (Risk & Control Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価)：自らの業務におけるオペレーショナル・リスクや、リスク削減のために導入されているコントロールを特定、評価し、更なるリスク削減に向けた対応策を策定するために、ビジネス・ユニットが用いるプロセスです。オペレーショナル・リスク管理部署は、RCSAプロセスを構築し、ビジネス・ユニットへの導入を支援します。
- ・KRI (Key Risk Indicator、リスク指標)：オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行い、予め定めた水準を超えた場合には必要な対応を行うプロセスです。
- ・シナリオ分析：テール・リスク（低頻度大規模損失が発生する可能性）を評価し、必要に応じて統制の改善を行うプロセスです。

管理活動結果の活用

- ・分析および報告：オペレーショナル・リスク管理部署の主要な役割として、ビジネス・ユニットからもたらされるオペレーショナル・リスク情報について事実確認や原因分析を行ったうえで経営陣等へ報告を行います。
- ・所要資本の計算と配賦：バーゼル規制および地域規制当局の要件に基づき、オペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本を計算しております。

(3) オペレーショナル・リスクの所要自己資本額計算

野村では、連結自己資本規制比率告示に定められた粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しています。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に金融庁により定められた一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としています。

野村では、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。これらの粗利益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分および適用する掛目

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済にかかる業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディングおよびセールス	特定取引にかかる業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

(4) オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算プロセス

- ・各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- ・これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。ただし、配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
- ・オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

8. モデル・リスク管理

モデル・リスクとは、モデルの誤謬、又はモデルの不正確若しくは不適切な適用により、財務的損失を被るリスク、意思決定を誤るリスク、又は顧客からの信頼低下を引き起こすリスクをいいます。

野村では、モデル・リスクを効果的に管理するため、モデルの開発、管理、検証、承認、使用、継続的モニタリング、定期レビューを監督するモデル・リスク管理の枠組みを整備しています。また、規程および実施手続において、当社のリスク・アペタイトに照らしたモデル・リスクのモニタリングをはじめとする、モデルの開発、検証、使用、および維持管理に至るまでの各段階における各種手続きの要件を定めています。

新規モデルの導入および承認済みモデルの重要な変更にあたっては、正式使用前に、モデル開発チームから独立したチームによる検証を受ける必要があります。モデル変更の重要度の判定基準は、モデル・リスク管理の実施手続に定めています。独立検証において、モデル検証チームは、複数の分析を通しモデルの適切性を評価、モデルの限界を特定し、モデル・リスクの定量化を図ります。モデル・リスクは、モデルの承認時にモデルの使用制限、モデル・リザーブ、資本調整等の条件を適用することにより低減されます。モデルが適切であることを継続的に評価するため、承認されたモデルに対して年次再承認手続き、およびモデルのパフォーマンスのモニタリングを実施しています。モデル・リスク管理を担う委員会において、全体の監督、精査、ガバナンス、検証済みモデルの最終承認を行います。

9. トレーディング業務以外の出資等または株式等エクスポージャー

トレーディング業務に該当しない出資等または株式等エクスポージャーについては、投資時点における判断および期中管理の実施を組み合わせたリスク管理を行っています。投資時点においては、野村もしくは野村内の各社が定める稟議規程に基づいて、出資形態・金額等により定められた回覧者並びに決裁者による稟議またはCROが議長を務めるリスク審査委員会等による審議および議決を必要とする等、透明性の高い承認手続きを構築し、運営しています。

また、期中においては、投資対象の属性、保有の形態等に応じ、VaR方式または残高ベースにより、個別投資額や株式等総額のリスク量を認識し、シニア・マネジメント、フロント・オフィス、ミドル・オフィス、バック・オフィスで共有化することで、タイムリーなリスク管理を実施しています。

プライベート・エクイティ投資においては、基礎的內部格付手法に基づき算出する株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を定期的に算出するとともに、連結自己資本規制比率告示に定める自己資本の額との比率をモニタリングし、投資残高の管理を行っています。

10. 標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項

リスク・ウェイトの判定に用いる適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングス・リミテッドの5社の格付を使用しています。

11. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

野村は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生の可能性が高い損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見積もられる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において貸付金の全額を回収できない可能性が高い場合、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての野村の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、評価にあたっては貸付金の特性、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じたのみでは、減損を認識する貸付金には分類されておられません。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額を、期待将来キャッシュ・フローを実効利子率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保で保全されている貸付金の場合には担保の公正価値のいずれかに調整することによって測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は過去の貸倒実績を基に、現在の経済環境などの定性的要素を調整して測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、測定時点における入手可能な最善の情報に基づいていますが、経済環境の変化、当初の予測と実績との乖離等により、将来の修正が必要となる可能性があります。

野村は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金を償却しております。このような判断は、債務者の財政状態に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に基づきなされております。

12. 内部格付手法を採用した場合の開示事項

(1) 信用リスク・アセット（派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下、「カウンターパーティ信用リスク」といいます。）および証券化取引に係るリスクを除く。）の額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEADがEADの総額に占める割合

（単位：％）

信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEADがEADの総額に占める割合			
項番		EADの割合	
		2019年3月末	2018年3月末
1	基礎的内部格付手法	76.58%	70.38%
2	金融機関等向けエクスポージャー	22.87%	22.64%
3	ソブリン向けエクスポージャー	29.72%	24.90%
4	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	3.51%	3.91%
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権）	3.52%	2.30%
6	株式等エクスポージャー	12.64%	12.29%
7	信用リスク・アセットのみなし計算	0.95%	0.71%
8	その他	3.34%	3.60%
9	標準的手法	14.63%	16.28%
10	中央清算機関関連エクスポージャー	8.78%	13.33%
11	合計	100.00%	100.00%

(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯と適用除外の概要

基礎的内部格付手法を用いずに標準的手法を用いる事業単位又は資産区分については、業務特性、エクスポージャーの性質、金額やリスク管理の高度化における重要性等を踏まえ決定しております。なお、内部格付手法を段階的に適用する計画はございません。

- 1 使用する内部格付手法の種類
基礎的内部格付手法
- 2 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
3に記載する事業単位又は資産区分を除く全ての事業単位又は資産区分
- 3 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
 - ① 内部格付手法の適用除外とする事業単位
 - ・インスティネット社及びその連結子会社
 - ・野村土地建物株式会社及びその連結子会社
 - ・杉村倉庫株式会社及びその連結子会社
 - ② 内部格付手法の適用除外とする資産区分
 - ・未収利息
 - ・未収収益
 - ・顧客との契約から生じる契約資産
 - ・顧客との契約から生じる受取債権
 - ・信用取引貸付金
 - ・前払費用
 - ・未収還付法人税等
 - ・従業員貸付金
 - ・長期決済期間取引
 - ・重要性の低い小口エクスポージャー

13. 非トレーディング勘定における金利リスクの概要

野村の非トレーディング勘定の資産の大宗は預け金等の短期資産であり、非トレーディング勘定の負債の大宗は借入金・発行社債等による資金調達となっております。さらに、野村の借入金・発行社債等は、基本的にスワップ契約等により実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されており、非トレーディング勘定における金利リスクの重要性は相当程度低いものとなっております。

トレーディング勘定における金利リスクを含む市場リスクについては、「4. 市場リスク管理の概要」にて、その管理方針及び手続きの概要を開示しております。

14. 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項

2019年3月末

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号 (CC1)の参照項目
資産の部			
現金および現金同等物	2,686,659	2,655,096	
定期預金	289,752	289,752	
取引所預託金およびその他の顧客分別金	285,456	285,427	
貸付金	2,544,218	2,523,450	
顧客に対する受取債権	449,705	449,667	
顧客以外に対する受取債権	892,282	886,116	
貸倒引当金	△4,169	△4,169	
売戻条件付買入有価証券	13,194,542	13,194,542	
借入有価証券担保金	4,112,416	4,112,416	
トレーディング資産	14,355,711	13,198,770	
プライベート・エクイティ投資	30,077	28,510	
建物、土地、器具備品および設備	349,365	294,545	
トレーディング目的以外の負債証券	460,661	466,585	
投資持分証券	138,447	138,447	
関連会社に対する投資および貸付金	436,219	436,787	
その他	748,091	747,783	
資産の部合計	40,969,438	39,703,732	
負債の部			
短期借入	841,758	652,669	
顧客に対する支払債務	1,229,082	1,229,082	
顧客以外に対する支払債務	1,146,336	1,145,912	
受入銀行預金	1,392,618	1,392,618	
買戻条件付売却有価証券	15,036,503	15,154,393	
貸付有価証券担保金	1,229,594	1,241,593	
その他の担保付借入	418,305	418,305	
トレーディング負債	8,219,811	8,246,623	
その他の負債	858,865	911,579	
長期借入	7,915,769	7,094,708	
負債の部合計	38,288,645	37,487,488	
純資産の部			
資本金	594,492	594,492	1a
資本剰余金	687,761	687,761	1a
利益剰余金	1,486,824	1,483,853	2
累積的その他の包括利益	△29,050	△29,050	3
自己株式	△108,967	△108,967	1c
非支配持分	49,731	49,731	
純資産の部合計	2,680,792	2,677,821	
負債及び純資産の部合計	40,969,438	40,165,310	

2018年12月末

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号 (自己資本の構成) の参照項目
資産の部			
現金および現金同等物	2,438,649	2,412,210	
定期預金	347,166	347,166	
取引所預託金およびその他の顧客分別金	294,662	294,601	
貸付金	2,373,850	2,353,959	
顧客に対する受取債権	408,918	408,862	
顧客以外に対する受取債権	1,093,348	1,092,194	
貸倒引当金	△ 3,941	△ 3,941	
売戻条件付買入有価証券	14,549,227	14,549,227	
借入有価証券担保金	4,073,885	4,073,885	
トレーディング資産	17,520,795	16,385,386	
プライベート・エクイティ投資	15,753	14,212	
建物、土地、器具備品および設備	321,930	298,100	
トレーディング目的以外の負債証券	457,533	464,036	
投資持分証券	135,623	135,623	
関連会社に対する投資および貸付金	416,423	416,423	
その他	669,194	668,898	
資産の部合計	45,113,022	43,910,848	
負債の部			
短期借入	808,262	611,632	
顧客に対する支払債務	1,180,941	1,180,941	
顧客以外に対する支払債務	1,257,742	1,257,396	
受入銀行預金	1,276,438	1,276,438	
買戻条件付売却有価証券	19,982,480	20,115,760	
貸付有価証券担保金	1,295,494	1,307,572	
その他の担保付借入	432,459	432,459	
トレーディング負債	7,691,892	7,710,815	
その他の負債	738,471	791,746	
長期借入	7,742,829	6,963,331	
負債の部合計	42,407,011	41,648,094	
純資産の部			
資本金	594,492	594,492	1a
資本剰余金	683,524	683,524	1a
利益剰余金	1,496,085	1,493,688	2
累積的その他の包括利益	△ 349	△ 349	3
自己株式	△ 110,809	△ 110,809	1c
非支配持分	43,068	43,068	
純資産の部合計	2,706,011	2,703,614	
負債及び純資産の部合計	45,113,022	44,351,708	

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号 (自己資本の構成) の参照項目
資産の部			
現金および現金同等物	2,354,639	2,322,253	
定期預金	315,444	315,444	
取引所預託金およびその他の顧客分別金	288,961	288,886	
貸付金	2,462,502	2,366,396	
顧客に対する受取債権	442,343	442,331	
顧客以外に対する受取債権	1,216,382	1,213,890	
貸倒引当金	△ 3,514	△ 3,514	
売戻条件付買入有価証券	9,853,898	9,853,898	
借入有価証券担保金	6,383,844	6,383,844	
トレーディング資産	14,967,556	13,979,682	
プライベート・エクイティ投資	17,465	15,569	
建物、土地、器具備品および設備	338,984	314,049	
トレーディング目的以外の負債証券	485,890	485,574	
投資持分証券	150,759	150,759	
関連会社に対する投資および貸付金	408,034	408,034	
その他	908,134	907,842	
資産の部合計	40,591,328	39,444,943	
負債の部			
短期借入	743,497	638,603	
顧客に対する支払債務	1,176,773	1,176,773	
顧客以外に対する支払債務	1,476,539	1,476,405	
受入銀行預金	1,151,342	1,151,342	
買戻条件付売却有価証券	14,759,009	14,646,129	
貸付有価証券担保金	1,524,362	1,524,362	
その他の担保付借入	413,621	413,621	
トレーディング負債	8,213,318	8,229,934	
その他の負債	950,532	1,007,157	
長期借入	7,382,507	6,827,408	
負債の部合計	37,791,504	37,091,738	
純資産の部			
資本金	594,492	594,492	1a
資本剰余金	675,279	675,279	1a
利益剰余金	1,696,889	1,694,634	2
累積的其他の包括利益	△ 59,355	△ 59,355	3
自己株式	△ 157,986	△ 157,986	1c
非支配持分	50,504	50,504	
純資産の部合計	2,799,824	2,797,568	
負債及び純資産の部合計	40,591,328	39,889,306	

(注)

イ欄は百万円未満の端数処理の違いにより、有価証券報告書等における連結貸借対照表上の数値とずれる場合がございます。

第3章 定量的な開示事項

1. その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本

その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって最終指定親会社の子法人等であるもののうち、連結自己資本規制比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称および所要自己資本を下回った額の総額については、該当ありません。

2. 信用リスクに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク（カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係るリスク、標準的手法において複数の資産および取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものおよび内部格付手法において信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く。）に関する事項

① 地域別、業種別および残存期間別の期末残高

(単位：百万円)

地域別、業種別および残存期間別の期末残高			
項番		エクスポージャーの額	
		2019年3月末	2018年3月末
地域別			
1	日本	2,966,399	2,669,407
2	海外	2,305,075	2,374,781
3	欧州	756,422	814,318
4	米州	1,121,902	1,200,078
5	アジア・オセアニア	426,749	360,385
6	合計	5,271,474	5,044,189
業種別			
1	金融機関	2,081,253	1,901,792
2	ソブリン	1,748,622	1,543,938
3	法人	1,441,582	1,132,953
4	その他	16	465,504
5	合計	5,271,474	5,044,189
残存期間別			
1	1年未満	30,575	217,007
2	1年以上3年未満	3,335,566	2,852,145
3	3年以上5年未満	24,967	89,244
4	5年以上	80,943	21,627
5	期間の定めのないもの	1,799,421	1,864,164
6	合計	5,271,474	5,044,189

② 連結自己資本規制比率告示第183条第1項第1号から第4号までに掲げる事由が生じた債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額および当該エクスポージャーに係る償却額について、野村は金融再生法上の自己査定を行っていないので、該当ございません。

③ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		1ヵ月未満	1ヵ月以上 2ヵ月未満	2ヵ月以上 3ヵ月未満	3ヵ月以上
期末残高	2019年3月末	3,810	632	2,489	1,837
	2018年3月末	1,405	302	1,730	1,264

- ④ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（連結自己資本規制比率告示第183条第1項第1号から第3号までに掲げる事由が生じた債務者に対する債権を除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額およびそれ以外のものの額について、野村は金融再生法上の自己査定を行っていないので、該当ございません。

(2) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
(単位：百万円)

	エクスポージャーの額 2019年3月末
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	9,600
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	41,385
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）	5,346

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額 2018年3月末
標準的手法において複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額	4,953
内部格付手法において信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	41,720

3. その他定量的な開示事項

(1) 主要な指標

KM1：主要な指標

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		2019年3月末	2018年12月末	2018年9月末	2018年6月末	2018年3月末
資本						
1	普通株式等Tier1資本の額	2,439,720	2,471,769	2,547,804	2,544,904	2,499,965
2	Tier1資本の額	2,605,940	2,637,925	2,713,876	2,710,931	2,666,366
3	総自己資本の額	2,651,893	2,699,084	2,775,010	2,772,055	2,732,452
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	14,251,587	13,799,058	14,981,255	15,801,376	15,122,291
自己資本比率						
5	連結普通株式等Tier1比率	17.11%	17.91%	17.00%	16.10%	16.53%
6	連結Tier1比率	18.28%	19.11%	18.11%	17.15%	17.63%
7	連結総自己資本比率	18.60%	19.55%	18.52%	17.54%	18.06%
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率	2.50%	1.87%	1.87%	1.87%	1.87%
9	カウンター・シクリカル・バッ ファー比率	0.11%	0.08%	0.04%	0.04%	0.02%
10	G-SIB/D-SIBバッファー比率	0.50%	0.37%	0.37%	0.37%	0.37%
11	最低連結資本バッファー比率	3.11%	2.33%	2.29%	2.29%	2.27%
12	連結資本バッファー比率	10.60%	11.55%	10.52%	9.54%	10.06%
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額	51,807,144	59,168,126	60,981,569	58,967,416	56,135,086
14	連結レバレッジ比率	5.03%	4.45%	4.45%	4.59%	4.74%

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		2019年3月期 第4四半期	2019年3月期 第3四半期	2019年3月期 第2四半期	2019年3月期 第1四半期	2018年3月期 第4四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	4,319,594	4,453,912	4,408,090	4,102,789	4,022,519
16	純資金流出額	2,191,058	2,300,540	2,314,818	2,231,720	2,635,674
17	連結流動性カバレッジ比率	198.4%	196.7%	191.1%	184.8%	153.6%

(2) リスク・アセットの概要

OV1：リスク・アセットの概要

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		2019年3月末	2018年12月末	2019年3月末	2018年12月末
1	信用リスク	1,166,704	1,233,250	96,243	101,600
2	うち、標準的手法適用分	328,374	385,633	26,269	30,850
3	うち、内部格付手法適用分	605,654	612,694	51,359	51,956
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—	—	—	—
	その他	232,674	234,921	18,613	18,793
4	カウンターパーティ信用リスク	3,493,257	2,874,342	289,431	238,204
5	うち、SA-CCR適用分	534,519	—	45,274	—
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	—	230,931	—	19,565
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	1,358,926	1,275,549	115,237	108,166
	うち、CVAリスク	1,034,580	805,212	82,766	64,417
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	369,814	343,044	29,585	27,443
	その他	195,415	219,603	16,568	18,611
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	1,768,322	1,719,696	149,953	145,830
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	120,001		9,600	
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	175,397		41,385	
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）	66,834		5,346	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー		4,054		324
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー		182,956		15,514
11	未決済取引	7,818	25,505	656	2,120
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	—	—	—	—
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分	—		—	
14	うち、外部格付準拠方式適用分	—		—	
15	うち、標準的手法準拠方式適用分	—		—	
	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分		—		—
	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分		—		—
	うち、標準的手法適用分		—		—
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—	—	—	—
16	マーケット・リスク	4,211,094	4,551,062	336,887	364,085
17	うち、標準的方式適用分	1,157,621	1,138,470	92,609	91,077
18	うち、内部モデル方式適用分	3,053,472	3,412,592	244,277	273,007

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当 番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		2019年3月末	2018年12月末	2019年3月末	2018年12月末
19	オペレーショナル・リスク	2,513,132	2,532,765	201,050	202,621
20	うち、基礎的手法適用分	—	—	—	—
21	うち、粗利益配分手法適用分	2,513,132	2,532,765	201,050	202,621
22	うち、先進的計測手法適用分	—	—	—	—
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	435,424	396,493	36,924	33,622
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
24	フロア調整	—	—	—	—
25	合計(スケーリング・ファクター勘案後)	14,251,587	13,799,058	1,140,127	1,103,924

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		2019年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2018年3月末
1	信用リスク	1,166,704	1,212,904	96,243	99,894
2	うち、標準的手法適用分	328,374	364,536	26,269	29,162
3	うち、内部格付手法適用分	605,654	596,260	51,359	50,562
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—	—	—	—
	その他	232,674	252,106	18,613	20,168
4	カウンターパーティ信用リスク	3,493,257	3,900,720	289,431	320,829
5	うち、SA-CCR適用分	534,519	—	45,274	—
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	—	289,433	—	24,527
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	1,358,926	1,304,460	115,237	110,618
	うち、CVAリスク	1,034,580	1,761,124	82,766	140,889
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	369,814	306,449	29,585	24,515
	その他	195,415	239,252	16,568	20,277
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	1,768,322	1,687,986	149,953	143,141
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	120,001		9,600	
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—		—	
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	175,397		41,385	
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）	66,834		5,346	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー		4,953		396
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー		166,880		14,151
11	未決済取引	7,818	5,437	656	448
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	—	—	—	—
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分	—		—	
14	うち、外部格付準拠方式適用分	—		—	
15	うち、標準的手法準拠方式適用分	—		—	
	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分		—		—
	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分		—		—
	うち、標準的手法適用分		—		—
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—	—	—	—
16	マーケット・リスク	4,211,094	4,748,307	336,887	379,864
17	うち、標準的方式適用分	1,157,621	1,078,595	92,609	86,287
18	うち、内部モデル方式適用分	3,053,472	3,669,711	244,277	293,576
19	オペレーショナル・リスク	2,513,132	2,637,663	201,050	211,013
20	うち、基礎的手法適用分	—	—	—	—

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		2019年3月末	2018年12月末	2019年3月末	2018年12月末
21	うち、粗利益配分手法適用分	2,513,132	2,637,663	201,050	211,013
22	うち、先進的計測手法適用分	—	—	—	—
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	435,424	473,237	36,924	40,045
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
24	フロア調整	—	—	—	—
25	合計(スケーリング・ファクター勘案後)	14,251,587	15,122,291	1,140,127	1,209,783

(注)

当四半期末より、カウンターパーティ信用リスクの計測において、SA-CCRの適用を開始しております。

(3) 連結貸借対照表と連結自己資本規制上のエクスポージャーの対応関係

LI1：会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と連結自己資本規制上のリスク・カテゴリとの対応関係

2019年3月末

(単位：百万円)

LI1：会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と連結自己資本規制上のリスク・カテゴリとの対応関係							
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表計上額	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
信用リスク (ニ欄及びホ欄に該当する額を除く。)			カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー (ハ欄に該当する額を除く。)	マーケット・リスク		
資産							
現金および現金同等物	2,686,659	2,655,096	2,655,096	-	-	-	-
定期預金	289,752	289,752	289,752	-	-	-	-
取引所預託金およびその他の顧客分別金	285,456	285,427	285,427	-	-	-	-
貸付金	2,544,218	2,523,450	224,879	337,455	-	1,961,114	-
顧客に対する受取債権	449,705	449,667	262,531	187,136	-	-	-
顧客以外に対する受取債権	892,282	886,116	97,311	336,747	-	107,765	345,849
貸倒引当金	△4,169	△4,169	-	-	-	-	△4,169
売戻条件付買入有価証券	13,194,542	13,194,542	-	13,194,542	-	13,194,542	-
借入有価証券担保金	4,112,416	4,112,416	-	4,112,416	-	4,087,154	-
トレーディング資産	14,355,711	13,198,770	5,517	5,292,856	-	13,193,253	-
プライベート・エクイティ投資	30,077	28,510	28,510	-	-	-	-
建物、土地、器具備品および設備	349,365	294,545	173,299	-	-	-	121,245
トレーディング目的以外の負債証券	460,661	466,585	9,297	-	-	457,288	-
投資持分証券	138,447	138,447	138,447	-	-	-	-
関連会社に対する投資および貸付金	436,219	436,787	436,301	-	-	485	-
その他	748,091	747,783	432,508	282,655	-	282,655	32,619
資産合計	40,969,438	39,703,732	5,038,882	23,743,811	-	33,284,260	495,545
負債							
短期借入	841,758	652,669	-	-	-	-	652,669
顧客に対する支払債務	1,229,082	1,229,082	-	60,362	-	-	1,168,720
顧客以外に対する支払債務	1,146,336	1,145,912	-	677,527	-	141,810	468,385
受入銀行預金	1,392,618	1,392,618	-	-	-	937,962	454,656
買戻条件付売却有価証券	15,036,503	15,154,393	-	15,154,393	-	15,154,393	-
貸付有価証券担保金	1,229,594	1,241,593	-	1,241,593	-	1,241,593	-
その他の担保付借入	418,305	418,305	-	-	-	-	418,305
トレーディング負債	8,219,811	8,246,623	-	840,592	-	8,246,623	-
その他の負債	858,865	911,579	54,322	282,655	-	282,655	574,602
長期借入	7,915,769	7,094,708	-	-	-	-	7,094,708
負債合計	38,288,645	37,487,488	54,322	18,257,125	-	26,005,039	10,832,047

2018年3月末

(単位：百万円)

LI1：会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と連結自己資本規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係							
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表計上額	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
			信用リスク (ニ欄及びホ欄に該当する額を除く。)	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー (ハ欄に該当する額を除く。)	マーケット・リスク	
資産							
現金および現金同等物	2,354,639	2,322,253	2,322,253	-	-	-	-
定期預金	315,444	315,444	315,444	-	-	-	-
取引所預託金およびその他の顧客分別金	288,961	288,886	288,886	-	-	-	-
貸付金	2,462,502	2,366,396	136,280	426,834	-	1,803,281	-
顧客に対する受取債権	442,343	442,331	291,528	150,802	-	-	-
顧客以外に対する受取債権	1,216,382	1,213,890	188,104	604,488	-	87,724	421,297
貸倒引当金	△3,514	△3,514	-	-	-	-	△3,514
売戻条件付買入有価証券	9,853,898	9,853,898	-	9,853,898	-	9,853,898	-
借入有価証券担保金	6,383,844	6,383,844	-	6,383,844	-	6,376,673	-
トレーディング資産	14,967,556	13,979,682	6,584	5,848,289	-	13,973,098	-
プライベート・エクイティ投資	17,465	15,569	15,569	-	-	-	-
建物、土地、器具備品および設備	338,984	314,049	186,370	-	-	-	127,678
トレーディング目的以外の負債証券	485,890	485,574	8,737	-	-	476,836	-
投資持分証券	150,759	150,759	150,759	-	-	-	-
関連会社に対する投資および貸付金	408,034	408,034	407,590	-	-	443	-
その他	908,134	907,842	515,299	301,071	-	301,071	91,471
資産合計	40,591,328	39,444,943	4,833,410	23,569,229	-	32,873,027	636,933
負債							
短期借入	743,497	638,603	-	-	-	-	638,603
顧客に対する支払債務	1,176,773	1,176,773	-	55,580	-	-	1,121,192
顧客以外に対する支払債務	1,476,539	1,476,405	-	989,473	-	138,901	486,931
受入銀行預金	1,151,342	1,151,342	-	-	-	772,936	378,405
買戻条件付売却有価証券	14,759,009	14,646,129	-	14,646,129	-	14,646,129	-
貸付有価証券担保金	1,524,362	1,524,362	-	1,524,362	-	1,524,362	-
その他の担保付借入	413,621	413,621	-	-	-	-	413,621
トレーディング負債	8,213,318	8,229,934	-	760,971	-	8,229,934	-
その他の負債	950,532	1,007,157	57,087	301,071	-	301,071	648,998
長期借入	7,382,507	6,827,408	-	-	-	-	6,827,408
負債合計	37,791,504	37,091,738	57,087	18,277,590	-	25,613,336	10,515,160

(注)

トレーディング勘定のデリバティブおよびレポ形式の取引については、ニ欄「カウンターパーティ信用リスク」およびヘ欄「マーケット・リスク」双方に記載されております。

非トレーディング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクについては、連結貸借対照表の勘定科目との紐付けが困難なことから当計表に含めておりません。

イ欄は百万円未満の端数処理の違いにより、有価証券報告書等における連結貸借対照表上の数値とずれる場合がございます。

LI2：連結自己資本規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因

2019年3月末

(単位：百万円)

LI2：連結自己資本規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ホ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク
1	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく資産の額	62,066,953	5,038,882	23,743,811	-	33,284,260
2	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく負債の額	44,316,486	54,322	18,257,125	-	26,005,039
3	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく資産及び負債の純額	17,750,467	4,984,560	5,486,686	-	7,279,221
4	オフ・バランスシートの額	64,857	64,857	-	-	-
5	デリバティブ取引およびレポ形式 の取引による差異	9,069,881	-	9,069,881	-	-
6	その他の差異	△73,932	△73,932	-	-	-
7	連結自己資本規制上のエクスポ ージャーの額	26,811,273	4,975,485	14,556,567	-	7,279,221

2018年3月末

(単位：百万円)

LI2：連結自己資本規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ホ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク
1	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく資産の額	61,275,666	4,833,410	23,569,229	-	32,873,027
2	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく負債の額	43,948,013	57,087	18,277,590	-	25,613,336
3	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく資産及び負債の純額	17,327,653	4,776,323	5,291,639	-	7,259,691
4	オフ・バランスシートの額	19,539	19,539	-	-	-
5	デリバティブ取引およびレポ形式 の取引による差異	13,618,909	-	13,618,909	-	-
6	その他の差異	△135,452	△135,452	-	-	-
7	連結自己資本規制上のエクスポ ージャーの額	30,830,649	4,660,410	18,910,548	-	7,259,691

(注)

項番5「デリバティブ取引およびレポ形式の取引による差異」は主に、期待エクスポージャー方式、SA-CCR方式および包括的手法によるエクスポージャーの計測により生じています。

項番6「その他の差異」は主に、繰延税金資産に関する規制上の調整による差異および未決済取引にかかる差異となっております。

(4) 信用リスク（カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみ
なし計算に係る信用リスクを除く。）に関する事項

CR1：資産の信用の質

2019年3月末

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ローハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金	369	596,988	-	597,358
2	有価証券（うち負債性のもの）	-	-	-	-
3	その他オン・バランスシートの 資産（うち負債性のもの）	-	-	-	-
4	オン・バランスシートの資産の 合計（1+2+3）	369	596,988	-	597,358
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等	-	5,843	-	5,843
6	コミットメント等	-	62,163	-	62,163
7	オフ・バランスシートの資産の 合計（5+6）	-	68,007	-	68,007
	合計				
8	合計（4+7）	369	664,995	-	665,365

2018年3月末

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
オン・バランスシートの資産					
1	貸出金	-	643,927	-	643,927
2	有価証券（うち負債性のもの）	-	-	-	-
3	その他オン・バランスシートの 資産（うち負債性のもの）	-	-	-	-
4	オン・バランスシートの資産の 合計（1+2+3）	-	643,927	-	643,927
オフ・バランスシートの資産					
5	支払承諾等	-	6,580	-	6,580
6	コミットメント等	-	3,514	-	3,514
7	オフ・バランスシートの資産の 合計（5+6）	-	10,095	-	10,095
合計					
8	合計（4+7）	-	654,022	-	654,022

(注)

デフォルトとは債務の不履行、著しく不利益となる契約条件への変更、法的破綻又はこれに類似した状態になった場合、及び債務者又は案件の信用力が非常に脆弱であり、債務の履行の不確実性が非常に高い場合をいい、株式等エクスポージャーを除く信用リスク・アセットの計測対象となる資産について、重大な損失（投下元本の30%を超える損失をいう。）を伴う売却を行う場合を含みます。

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

2019年3月末

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動			
項番		金額	
1	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	-	
2	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の当期中の要因別の変動額	デフォルトした額	369
3		非デフォルト状態へ復帰した額	-
4		償却された額	-
5		その他の変動額	-
6	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等うち負債性のもの）の残高（1+2-3-4+5）	369	

CR3：信用リスク削減手法

2019年3月末

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポー ジャー	保全された エクスポー ジャー	担保で 保全された エクスポー ジャー	保証で 保全された エクスポー ジャー	クレジット・ デリバティブ で保全された エクスポー ジャー
1	貸出金	245,037	352,320	352,320	-	-
2	有価証券（負債性のもの）	-	-	-	-	-
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）	-	-	-	-	-
4	合計（1+2+3）	245,037	352,320	352,320	-	-
5	うちデフォルトしたもの	369	-	-	-	-

2018年3月末

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポー ジャー	保全された エクスポー ジャー	担保で 保全された エクスポー ジャー	保証で 保全された エクスポー ジャー	クレジット・ デリバティブ で保全された エクスポー ジャー
1	貸出金	213,474	430,453	430,453	-	-
2	有価証券（負債性のもの）	-	-	-	-	-
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）	-	-	-	-	-
4	合計（1+2+3）	213,474	430,453	430,453	-	-
5	うちデフォルトしたもの	-	-	-	-	-

CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

2019年3月末

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果							
項番	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
		オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
1	現金	-	-	-	-	-	-
2	日本国政府及び日本銀行向け	10,739	-	10,739	-	0	0.00%
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	1,294	-	1,294	-	360	27.86%
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
5	我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	21	-	21	-	4	20.00%
7	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
8	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
9	我が国の政府関係機関向け	6	-	6	-	0	10.00%
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,732	-	40,732	-	10,096	24.78%
12	法人等向け	665,137	-	312,816	-	311,380	99.54%
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
15	不動産取得等事業向け	4	-	4	-	4	100.00%
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	4,352	-	4,352	-	6,528	150.00%
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-
19	信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
21	出資等（重要な出資を除く。）	-	-	-	-	-	-
22	合計	722,289	-	369,968	-	328,374	88.75%

2018年3月末

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果													
項番	資産クラス	イ		ロ		ハ		ニ		ホ		ヘ	
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額		リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)					
		オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額								
1	現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	日本国政府及び日本銀行向け	47,456	-	47,456	-	-	-	0	0.00%				
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	29,789	-	29,789	-	-	-	3,825	12.84%				
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-				
5	我が国の地方公共団体向け	0	-	0	-	-	-	0	0.00%				
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,895	-	2,895	-	-	-	582	20.10%				
7	国際開発銀行向け	20	-	20	-	-	-	0	0.00%				
8	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-				
9	我が国の政府関係機関向け	1	-	1	-	-	-	0	20.00%				
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-				
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,115	-	20,115	-	-	-	4,899	24.35%				
12	法人等向け	781,389	-	350,936	-	-	-	340,598	97.05%				
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-				
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-				
15	不動産取得等事業向け	105	-	105	-	-	-	105	100.00%				
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	3,919	-	3,919	-	-	-	5,878	150.00%				
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-	-	-				
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-				
19	信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-				
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-				
21	出資等（重要な出資を除く。）	8,646	-	8,646	-	-	-	8,646	100.00%				
22	合計	894,339	-	463,886	-	-	-	364,536	78.58%				

CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

2019年3月末

(単位：百万円)

CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	日本国政府及び日本銀行向け	10,739	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,739
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	399	-	290	-	603	-	1	-	-	-	1,294
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	21
7	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	我が国の政府関係機関向け	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	37,746	-	878	-	2,107	-	-	-	40,732
12	法人等向け	-	-	373	-	2,276	-	310,167	-	-	-	312,816
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	4,352	-	-	4,352
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	出資等（重要な出資を除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	合計	11,139	6	38,432	-	3,757	-	312,280	4,352	-	-	369,968

2018年3月末

(単位：百万円)

CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
資産クラス		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	日本国政府及び日本銀行向け	47,456	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,456
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	22,192	-	27	-	7,498	-	70	-	-	-	29,789
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	我が国の地方公共団体向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	2,891	-	0	-	3	-	-	-	2,895
7	国際開発銀行向け	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
8	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	我が国の政府関係機関向け	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	-	18,952	-	108	-	1,054	-	-	-	20,115
12	法人等向け	-	-	11,943	-	1,564	-	337,427	-	-	-	350,936
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	105	-	-	-	105
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	3,919	-	-	3,919
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	出資等（重要な出資を除く。）	-	-	-	-	-	-	8,646	-	-	-	8,646
22	合計	69,669	-	33,817	-	9,172	-	347,308	3,919	-	-	463,886

CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

2019年3月末

(単位：百万円、%、千件、年)

CR6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
項番	PD区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
		オン・バランスシート・グロスエクスポージャーの額	CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランスシート・エクスポージャーの額	平均CCF	CCF・信用リスク削減手法適用後EAD	平均PD	債務者の数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)	EL	適格引当金
ソブリン向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	1,736,448	-	-	1,736,448	-	100件未満	45.00%	0.9	46	-	0	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	10	-	-	10	0.30%	100件未満	45.00%	1.0	4	39.37%	0	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00 (デフォルト)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,736,459	-	-	1,736,459	-	100件未満	45.00%	0.9	50	-	0	-
金融機関等向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	1,199,843	-	-	1,199,843	0.05%	0.1	45.00%	1.1	195,980	16.33%	285	-
2	0.15以上0.25未満	61,358	-	-	61,358	0.21%	100件未満	45.00%	1.0	19,771	32.22%	57	-
3	0.25以上0.50未満	59,326	-	-	59,326	0.32%	100件未満	45.00%	1.1	29,370	49.50%	85	-
4	0.50以上0.75未満	5,647	-	-	5,647	0.66%	100件未満	45.00%	4.4	6,142	108.77%	16	-
5	0.75以上2.50未満	2,998	-	-	2,998	1.81%	100件未満	45.00%	1.7	3,645	121.56%	24	-
6	2.50以上10.00未満	4,076	-	-	4,076	4.51%	100件未満	45.00%	1.0	5,225	128.18%	82	-
7	10.00以上100.00未満	2,820	-	-	2,820	27.56%	100件未満	45.00%	1.9	6,860	243.19%	349	-
8	100.00 (デフォルト)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,336,071	-	-	1,336,071	0.15%	0.2	45.00%	1.1	266,995	19.98%	903	-
事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）													
1	0.00以上0.15未満	115,950	-	-	115,950	0.04%	0.1	45.00%	1.7	19,533	16.84%	21	-
2	0.15以上0.25未満	4,053	-	-	4,053	0.21%	100件未満	45.00%	5.0	3,582	88.39%	3	-
3	0.25以上0.50未満	23,781	-	-	23,781	0.36%	100件未満	45.00%	3.5	17,256	72.56%	38	-
4	0.50以上0.75未満	741	3,585	100.00%	4,326	0.66%	100件未満	45.00%	5.0	4,960	114.64%	12	-
5	0.75以上2.50未満	3,477	-	-	3,477	1.42%	100件未満	45.00%	1.1	3,702	106.46%	22	-
6	2.50以上10.00未満	1,490	855	100.00%	2,345	6.38%	100件未満	45.00%	2.5	4,027	171.70%	67	-
7	10.00以上100.00未満	49,339	1,702	95.59%	50,967	27.56%	0.1	45.00%	1.8	138,370	271.48%	6,321	-
8	100.00 (デフォルト)	168	-	-	168	100.00%	100件未満	45.00%	1.0	-	-	75	-
9	小計	199,002	6,143	98.77%	205,071	7.11%	0.3	45.00%	2.1	191,434	93.35%	6,564	-
中堅中小企業向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00 (デフォルト)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00 (デフォルト)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
項番	PD区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
		オン・バ ランス シート・ グロスエ クスポー ジャーの 額	CCF・信用 リスク削 減手法適 用前のオ フ・バラ ンスシー ト・エク スポー ジャーの 額	平均CCF	CCF・信用 リスク削 減手法適 用後EAD	平均PD	債務者の 数	平均LGD	平均残存 期間	信用リス ク・ア セットの 額	リスク・ ウエイト の加重平 均値（RWA density）	EL	適格 引当金
株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（事業法人等向け）													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（リテール向け）													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居住用不動産向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	
項番	PD区分	オン・バランスシート・グロスエクスポージャーの額	CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランスシート・エクスポージャーの額	平均CCF	CCF・信用リスク削減手法適用後EAD	平均PD	債務者の数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値（RWA density）	EL	適格引当金
その他リテール向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計（全てのポートフォリオ）		3,271,533	6,143	98.77%	3,277,602	0.50%	0.6	45.00%	1.1	458,481	13.98%	7,467	-

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
項番	PD区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
		オン・バ ランス シート・ グロスエ クスポー ジャーの 額	CCF・信用 リスク削 減手法適 用前のオ フ・バラ ンスシ ート・エ クスポー ジャーの 額	平均CCF	CCF・信用 リスク削 減手法適 用後EAD	平均PD	債務者の 数	平均LGD	平均残存 期間	信用リス ク・ア セットの 額	リスク・ ウエイト の加重平 均値（RWA density）	EL	適格 引当金
ソブリン向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	1,463,097	-	-	1,463,097	0.00%	100件未満	45.00%	1.0	78	0.00%	0	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,463,097	-	-	1,463,097	0.00%	100件未満	45.00%	1.0	78	0.00%	0	-
金融機関等向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	1,194,279	-	-	1,194,279	0.04%	0.1	45.00%	1.2	204,889	17.15%	267	-
2	0.15以上0.25未満	38,123	-	-	38,123	0.17%	100件未満	45.00%	1.1	13,442	35.26%	30	-
3	0.25以上0.50未満	92,803	-	-	92,803	0.38%	100件未満	45.00%	1.1	47,612	51.30%	160	-
4	0.50以上0.75未満	980	-	-	980	0.72%	100件未満	45.00%	2.5	913	93.22%	3	-
5	0.75以上2.50未満	178	-	-	178	2.19%	100件未満	45.00%	4.7	267	150.03%	1	-
6	2.50以上10.00未満	251	-	-	251	6.16%	100件未満	45.00%	4.7	474	188.65%	6	-
7	10.00以上100.00未満	3,355	-	-	3,355	27.84%	100件未満	45.00%	1.7	8,549	254.82%	420	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,329,971	-	-	1,329,971	0.14%	0.2	45.00%	1.2	276,149	20.76%	890	-
事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）													
1	0.00以上0.15未満	147,255	-	-	147,255	0.03%	0.3	45.00%	1.2	18,335	12.45%	23	-
2	0.15以上0.25未満	5,344	-	-	5,344	0.19%	100件未満	45.00%	4.9	4,639	86.79%	4	-
3	0.25以上0.50未満	6,868	-	-	6,868	0.33%	100件未満	45.00%	1.1	3,024	44.03%	10	-
4	0.50以上0.75未満	33	3,711	100.00%	3,745	0.72%	100件未満	45.00%	5.0	4,228	112.90%	12	-
5	0.75以上2.50未満	1,329	-	-	1,329	2.26%	100件未満	45.00%	4.2	1,956	147.22%	13	-
6	2.50以上10.00未満	911	318	100.00%	1,229	8.63%	100件未満	45.00%	2.2	2,224	180.91%	47	-
7	10.00以上100.00未満	60,988	2,850	97.36%	63,763	27.84%	0.1	45.00%	1.6	170,965	268.12%	7,990	-
8	100.00（デフォルト）	432	-	-	432	100.00%	100件未満	45.00%	1.0	-	-	194	-
9	小計	223,163	6,880	98.91%	229,968	8.01%	0.6	45.00%	1.4	205,373	89.30%	8,297	-
中堅中小企業向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
項番	PD区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
		オン・バ ランス シート・ グロスエ クスポー ジャーの 額	CCF・信用 リスク削 減手法適 用前のオ フ・バラ ンスシー ト・エク スポー ジャーの 額	平均CCF	CCF・信用 リスク削 減手法適 用後EAD	平均PD	債務者の 数	平均LGD	平均残存 期間	信用リス ク・ア セットの 額	リスク・ ウェイト の加重平 均值（RWA density）	EL	適格 引当金
株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（事業法人等向け）													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（リテール向け）													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居住用不動産向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
項番	PD区分	イ オン・バ ランス シート・ グロスエ クスポー ジャーの 額	ロ CCF・信用 リスク削 減手法適 用前のオ フ・バラ ンスシー ト・エク スポー ジャーの 額	ハ 平均CCF	ニ CCF・信用 リスク削 減手法適 用後EAD	ホ 平均PD	ヘ 債務者の 数	ト 平均LGD	チ 平均残存 期間	リ 信用リス ク・ア セットの 額	ヌ リスク・ ウエイト の加重平 均值（RWA density）	ル EL	ヲ 適格 引当金
その他リテール向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計（全てのポートフォリオ）	3,016,232	6,880	98.91%	3,023,037	0.67%	0.8	45.00%	1.2	481,601	15.93%	9,188	-

(注)

へ欄「債務者の数」について、100件未満の場合には、概数で記載しております。

CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

2019年3月末

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ 勘案前の信用リスク・ アセットの額	実際の信用リスク・ アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー－FIRB	50	50
2	ソブリン向けエクスポージャー－AIRB	-	-
3	金融機関等向けエクスポージャー－FIRB	266,995	266,995
4	金融機関等向けエクスポージャー－AIRB	-	-
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）－FIRB	191,434	191,434
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）－AIRB	-	-
7	特定貸付債権－FIRB	-	-
8	特定貸付債権－AIRB	-	-
9	リテール－適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-	-
10	リテール－居住用不動産向けエクスポージャー	-	-
11	リテール－その他リテール向けエクスポージャー	-	-
12	株式－FIRB	-	-
13	株式－AIRB	-	-
14	購入債権－FIRB	-	-
15	購入債権－AIRB	-	-
16	合計	458,481	458,481

2018年3月末

(単位：百万円)

CR7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ 勘案前の信用リスク・ アセットの額	実際の信用リスク・ アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー－FIRB	78	78
2	ソブリン向けエクスポージャー－AIRB	-	-
3	金融機関等向けエクスポージャー－FIRB	276,149	276,149
4	金融機関等向けエクスポージャー－AIRB	-	-
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）－FIRB	205,373	205,373
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）－AIRB	-	-
7	特定貸付債権－FIRB	-	-
8	特定貸付債権－AIRB	-	-
9	リテール－適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-	-
10	リテール－居住用不動産向けエクスポージャー	-	-
11	リテール－その他リテール向けエクスポージャー	-	-
12	株式－FIRB	-	-
13	株式－AIRB	-	-
14	購入債権－FIRB	-	-
15	購入債権－AIRB	-	-
16	合計	481,601	481,601

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

(単位：百万円)

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番		信用リスク・アセットの額	
1	前四半期末時点（2018年12月末）における信用リスク・アセットの額	2,935,896	
2	当四半期中の要因別の変動額	資産の規模	61,044
3		ポートフォリオの質	8,094
4		モデルの更新	—
5		手法及び方針	—
6		買収又は売却	—
7		為替の変動	305
8		その他	—
9	当四半期末時点（2019年3月末）における信用リスク・アセットの額	3,005,339	

(単位：百万円)

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番		信用リスク・アセットの額	
1	前期末時点（2018年3月末）における信用リスク・アセットの額	2,947,666	
2	当期中の要因別の変動額	資産の規模	14,377
3		ポートフォリオの質	36,864
4		モデルの更新	—
5		手法及び方針	—
6		買収又は売却	—
7		為替の変動	6,432
8		その他	—
9	当期末時点（2019年3月末）における信用リスク・アセットの額	3,005,339	

(注)

項番2「資産の規模」には項番3から項番8で特定された変動額以外の変動額を記載しております。

CR9：内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト

2019年3月末

(単位：％、件)

CR9：内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト													
ポートフォリオ	PD区分	相当する外部格付					加重平均PD (EAD加重)	相加平均PD	債務者の数		期中にデフォルトした債務者の数	うち、期中にデフォルトした新たな債務者の数	過去の年平均デフォルト率 (5年間)
		S&P	Moody's	Fitch	R&I	JCR			前期末	当期末			
		サブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャー	0.05%未満	AAA~A+	Aaa~A1	AAA~A+			AAA~A+	AAA~A+			
	1%未満	A~BB	A2~Ba2	A~BB	A~BB	A~BB	0.12%	0.20%	158	167	0	0	0.00%
	1%以上	BB~D	Ba3~D	BB~D	BB~D	BB~D	10.26%	10.28%	29	29	0	0	0.65%
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）	0.05%未満	AAA~A+	Aaa~A1	AAA~A+	AAA~A+	AAA~A+	0.03%	0.04%	226	94	0	0	0.00%
	1%未満	A~BB	A2~Ba2	A~BB	A~BB	A~BB	0.30%	0.17%	203	127	0	0	0.00%
	1%以上	BB~D	Ba3~D	BB~D	BB~D	BB~D	25.30%	25.22%	181	140	0	0	0.08%
特定貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等エクスポージャー (PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（事業法人等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（リテール向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居住用不動産向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他リテール向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2018年3月末

(単位：％、件)

CR9：内部格付手法－ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト													
ポートフォリオ	PD区分	相当する外部格付					加重平均PD (EAD加重)	相加平均PD	債務者の数		期中にデフォルトした債務者の数	うち、期中にデフォルトした新たな債務者の数	過去の年平均デフォルト率 (5年間)
		S&P	Moody's	Fitch	R&I	JCR			前期末	当期末			
		サブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャー	0.05%未満	AAA~A+	Aaa~A1	AAA~A+			AAA~A+	AAA~A+			
	1%未満	A~BB	A2~Ba2	A~BB	A~BB	A~BB	0.14%	0.23%	158	158	0	0	0.00%
	1%以上	BB~D	Ba3~D	BB~D	BB~D	BB~D	25.19%	10.98%	29	29	0	0	0.65%
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）	0.05%未満	AAA~A+	Aaa~A1	AAA~A+	AAA~A+	AAA~A+	0.03%	0.04%	226	226	0	0	0.00%
	1%未満	A~BB	A2~Ba2	A~BB	A~BB	A~BB	0.27%	0.15%	203	203	0	0	0.00%
	1%以上	BB~D	Ba3~D	BB~D	BB~D	BB~D	27.45%	21.99%	181	181	0	0	0.08%
特定貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等エクスポージャー (PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（事業法人等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（リテール向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居住用不動産向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他リテール向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

全てのエクスポージャーに対して一つの内部格付モデルを適用しており、当計表はスロットティング・クライテリアを使用する特定貸付債権を除き、内部格付モデル適用範囲全体の計数を示しております。

サブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャーについては、各PD区分の債務者の数が少数であることから、ポートフォリオ区分を統合して記載しております。

設定したそれぞれのPD区分に関して、どのような取扱いとしているかについての説明および理由については、野村は金融再生法上の自己査定を行っていないため、記載事項はございません。

また、へ欄について、前期末が2018年3月31日前となる場合には当該記載を要しない経過措置を適用しております。

CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）

2019年3月末

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）																
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ					
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）																
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外																
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失					
					PF	OF	CF	IPRE	合計							
優（Strong）	2.5年未満	24,435	-	50.00%	-	-	-	24,435	24,435	12,217	-					
	2.5年以上	46,150	58,945	70.00%	55,438	7,330	-	27,590	90,359	63,251	361					
良（Good）	2.5年未満	53,969	410	70.00%	26,582	-	-	27,694	54,277	37,994	217					
	2.5年以上	31,690	2,439	90.00%	14,748	-	-	18,771	33,519	30,167	268					
可（Satisfactory）		3,028	68	115.00%	3,080	-	-	-	3,080	3,542	86					
弱い（Weak）		-	-	250.00%	-	-	-	-	-	-	-					
デフォルト（Default）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
合計		159,273	61,863	-	99,849	7,330	-	98,491	205,671	147,173	932					
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）																
規制上の区分	残存期間	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・アセットの額	期待損失					
優（Strong）	2.5年未満	-	-	-						-	-					
	2.5年以上	-	-	-						-	-					
良（Good）	2.5年未満	-	-	-						-	-					
	2.5年以上	-	-	-						-	-					
可（Satisfactory）		-	-	-						-	-					
弱い（Weak）		-	-	-						-	-					
デフォルト（Default）		-	-	-						-	-					
合計		-	-	-						-	-					
株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）																
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー																
カテゴリー	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	リスク・ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）						信用リスク・アセットの額	期待損失					
簡易手法－上場株式	496,460	-	300.00%							496,460	1,489,380					
簡易手法－非上場株式	69,735	-	400.00%						69,735	278,942						
内部モデル手法	-	-	-						-	-						
合計	566,195	-	-						566,195	1,768,322						
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー																
連結自己資本規制比率告示第百四十三条第一項ただし書の定めるところにより100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー	-	-	100.00%						-	-						

CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロッシング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・ バランス シートの額	オフ・ バランス シートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・ アセットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満	11,669	-	50.00%	-	-	-	11,669	11,669	5,834	0
	2.5年以上	43,939	2,440	70.00%	850	7,689	-	37,229	45,769	32,038	183
良（Good）	2.5年未満	2,108	-	70.00%	-	-	-	2,108	2,108	1,476	8
	2.5年以上	57,896	774	90.00%	6,722	-	-	51,754	58,477	52,630	467
可（Satisfactory）		15,878	-	115.00%	-	-	-	15,878	15,878	18,260	444
弱い（Weak）		1,767	-	250.00%	-	767	-	1,000	1,767	4,418	141
デフォルト（Default）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		133,261	3,214	-	7,572	8,457	-	119,642	135,672	114,658	1,245
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・ バランス シートの額	オフ・ バランス シートの額	リスク・ ウェイト	/					信用リスク・ アセットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満	-	-	-	/					-	-
	2.5年以上	-	-	-	/					-	-
良（Good）	2.5年未満	-	-	-	/					-	-
	2.5年以上	-	-	-	/					-	-
可（Satisfactory）		-	-	-	/					-	-
弱い（Weak）		-	-	-	/					-	-
デフォルト（Default）		-	-	-	/					-	-
合計		-	-	-	/					-	-
株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー											
カテゴリー	オン・ バランス シートの額	オフ・ バランス シートの額	リスク・ ウェイト	/					信用リスク・ アセットの額	期待損失	
簡易手法－上場株式	484,136	-	300.00%	/					484,136	1,452,409	
簡易手法－非上場株式	58,741	-	400.00%	/					58,741	234,967	
内部モデル手法	-	-	-	/					-	-	
合計	542,878	-	-	/					542,878	1,687,377	
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー											
連結自己資本規制比率告示第四百十三条第一項ただし書の定めるところにより100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー	609	-	100.00%	/					609	609	

(5) カウンターパーティ信用リスクに関する事項

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

2019年3月末

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	SA-CCR	143,758	450,614		1.4	916,400	534,519
	カレント・エクスポージャー方式	-	-		-	-	-
2	期待エクスポージャー方式			3,707,982	1.4	5,307,534	1,358,926
3	信用リスク削減手法における簡便手法					-	-
4	信用リスク削減手法における包括的手法					2,535,296	195,415
5	エクスポージャー変動推計モデル					-	-
6	合計						2,088,861

2018年3月末

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	SA-CCR	-	-		-	-	-
	カレント・エクスポージャー方式	251,104	415,484			706,113	289,433
2	期待エクスポージャー方式			3,757,403	1.4	5,489,638	1,304,460
3	信用リスク削減手法における簡便手法					-	-
4	信用リスク削減手法における包括的手法					7,836,419	239,252
5	エクスポージャー変動推計モデル					-	-
6	合計						1,833,146

CCR 2 : CVAリスクに対する資本賦課

2019年3月末

(単位：百万円)

CCR 2 : CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法 適用後のエクスポ ージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を 8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	3,186,410	768,342
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		185,391
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		582,950
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	911,020	266,238
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計	4,097,431	1,034,580

2018年3月末

(単位：百万円)

CCR 2 : CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法 適用後のエクスポ ージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を 8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	3,468,251	1,612,419
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		113,253
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		1,499,165
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	854,615	148,704
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計	4,322,866	1,761,124

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

2019年3月末

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	リスク・ウェイト 業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	27,462	-	-	-	-	-	27,462
3	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	我が国の地方公共団体向け	348	-	-	-	-	-	-	-	348
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	-	4,943	3	-	-	-	-	4,946
11	法人等向け	-	-	-	-	-	5,002	-	-	5,002
12	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	合計	348	-	32,405	3	-	5,002	-	-	37,759

2018年3月末

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	リスク・ウェイト 業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け	0	-	-	-	-	-	-	-	0
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	3,384	4	-	1	-	-	3,389
3	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	我が国の地方公共団体向け	0	-	-	-	-	-	-	-	0
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	2,626	0	-	6	-	-	2,634
11	法人等向け	-	-	-	-	-	4,565	-	-	4,565
12	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	合計	0	-	6,010	5	-	4,572	-	-	10,590

CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

2019年3月末

(単位：百万円、%、千件、年)

CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー								
項番	PD区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		EAD (信用リスク 削減効果勘案 後)	平均PD	取引相手方の 数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・ アセット	リスク・ウェ イトの加重平 均値 (RWA density)
ソブリン向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	1,542,559	0.01%	0.1	41.39%	0.6	31,176	2.02%
2	0.15以上0.25未満	8,130	0.21%	100件未満	44.69%	0.7	2,340	28.78%
3	0.25以上0.50未満	41,245	0.32%	100件未満	45.00%	0.8	16,268	39.44%
4	0.50以上0.75未満	4,534	0.66%	100件未満	45.00%	0.0	2,197	48.47%
5	0.75以上2.50未満	22	2.08%	100件未満	45.00%	1.0	21	97.21%
6	2.50以上10.00未満	40,792	5.77%	100件未満	45.00%	2.0	61,445	150.63%
7	10.00以上100.00未満	2,491	27.56%	100件未満	45.00%	0.0	5,641	226.44%
8	100.00 (デフォルト)	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,639,775	0.20%	0.1	41.61%	0.7	119,092	7.26%
金融機関等向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	2,363,867	0.06%	0.3	37.85%	0.8	350,317	14.81%
2	0.15以上0.25未満	168,966	0.21%	100件未満	27.57%	0.9	38,839	22.98%
3	0.25以上0.50未満	518,157	0.36%	0.1	16.31%	1.4	125,873	24.29%
4	0.50以上0.75未満	86,906	0.66%	100件未満	16.73%	2.1	20,114	23.14%
5	0.75以上2.50未満	200,708	1.69%	100件未満	12.43%	2.3	46,187	23.01%
6	2.50以上10.00未満	46,639	6.90%	100件未満	14.38%	1.7	22,347	47.91%
7	10.00以上100.00未満	16,075	27.56%	100件未満	26.32%	0.7	22,622	140.72%
8	100.00 (デフォルト)	400	100.00%	100件未満	45.00%	1.1	0	0.00%
9	小計	3,401,722	0.46%	0.8	31.64%	1.1	626,303	18.41%
事業法人向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	2,248,649	0.07%	5.1	37.03%	1.2	311,920	13.87%
2	0.15以上0.25未満	218,234	0.21%	0.4	39.68%	1.2	78,353	35.90%
3	0.25以上0.50未満	372,605	0.34%	0.4	31.72%	0.8	145,760	39.11%
4	0.50以上0.75未満	286,514	0.66%	0.2	38.10%	1.0	195,856	68.35%
5	0.75以上2.50未満	312,037	1.47%	0.3	23.31%	0.9	162,203	51.98%
6	2.50以上10.00未満	134,362	7.07%	0.3	42.60%	1.0	208,254	154.99%
7	10.00以上100.00未満	106,630	27.56%	1.7	37.42%	1.1	229,633	215.35%
8	100.00 (デフォルト)	941	100.00%	100件未満	45.00%	5.0	0	0.00%
9	小計	3,679,974	1.35%	8.8	35.79%	1.1	1,331,981	36.19%
合計 (全てのポートフォリオ)		8,721,472	0.79%	9.8	35.26%	1.0	2,077,376	23.81%

2018年3月末

(単位：百万円、%、千件、年)

CCR4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー								
項番	PD区分	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		EAD (信用リスク 削減効果勘案 後)	平均PD	取引相手方の 数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・ アセット	リスク・ウェ イトの加重平 均値 (RWA density)
ソブリン向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	1,365,449	0.01%	0.1	43.76%	0.4	31,369	2.29%
2	0.15以上0.25未満	3,128	0.15%	100件未満	45.00%	1.0	775	24.77%
3	0.25以上0.50未満	60,641	0.33%	100件未満	38.33%	0.8	21,320	35.15%
4	0.50以上0.75未満	5,854	0.72%	100件未満	45.00%	0.0	3,007	51.37%
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	26,225	6.80%	100件未満	45.00%	0.6	37,982	144.83%
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00 (デフォルト)	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,461,299	0.15%	0.1	43.57%	0.5	94,455	6.46%
金融機関等向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	7,143,386	0.04%	0.3	15.55%	0.4	343,762	4.81%
2	0.15以上0.25未満	721,775	0.17%	0.1	24.93%	1.0	138,179	19.14%
3	0.25以上0.50未満	755,767	0.38%	0.1	9.34%	1.4	108,346	14.33%
4	0.50以上0.75未満	150,137	0.72%	100件未満	10.76%	2.0	26,520	17.66%
5	0.75以上2.50未満	102,762	1.25%	100件未満	10.88%	1.0	21,065	20.49%
6	2.50以上10.00未満	26,511	7.27%	100件未満	14.52%	1.8	13,052	49.23%
7	10.00以上100.00未満	49,317	27.84%	100件未満	10.17%	0.7	27,294	55.34%
8	100.00 (デフォルト)	0	100.00%	100件未満	45.00%	1.0	0	0.00%
9	小計	8,949,657	0.28%	0.8	15.62%	0.5	678,220	7.57%
事業法人向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	2,073,106	0.05%	4.6	31.61%	0.9	205,960	9.93%
2	0.15以上0.25未満	530,533	0.17%	1.1	34.60%	1.7	150,102	28.29%
3	0.25以上0.50未満	264,182	0.36%	0.4	37.59%	1.0	118,465	44.84%
4	0.50以上0.75未満	227,425	0.72%	0.2	36.69%	1.0	143,189	62.96%
5	0.75以上2.50未満	300,610	1.79%	0.3	27.52%	0.8	185,182	61.60%
6	2.50以上10.00未満	115,818	6.69%	0.3	33.15%	1.1	141,202	121.91%
7	10.00以上100.00未満	98,517	27.84%	1.6	19.27%	1.0	110,589	112.25%
8	100.00 (デフォルト)	429	100.00%	100件未満	40.18%	1.2	0	0.00%
9	小計	3,610,623	1.26%	8.8	32.18%	1.0	1,054,692	29.21%
合計 (全てのポートフォリオ)		14,021,580	0.52%	9.8	22.80%	0.7	1,827,368	13.03%

(注)

ハ欄「取引相手方の数」について、100件未満の場合には、概数で記載しております。

CCR5：担保の内訳

2019年3月末

(単位：百万円)

CCR5：担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）	-	866,991	-	1,682,168	1,568,136	4,570,841
2	現金（外国通貨）	-	2,304,460	-	995,480	33,774,384	33,301,365
3	国内ソブリン債	84,268	152,694	349,235	97,539	3,514,075	2,616,447
4	その他ソブリン債	234,595	246,554	21,372	109,123	30,035,473	27,193,223
5	政府関係機関債	-	8,882	570	24,094	1,477,257	3,073,389
6	社債	18,941	134,052	4,176	19,810	3,931,940	9,200,215
7	株式	3,849	212,811	-	593,353	3,695,981	3,764,306
8	その他担保	1,348	7,092	-	-	93,214	10,599
9	合計	343,004	3,933,540	375,354	3,521,569	78,090,464	83,730,388

2018年3月末

(単位：百万円)

CCR5：担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）	-	495,863	-	1,477,900	2,175,592	6,507,822
2	現金（外国通貨）	-	2,276,534	-	1,130,001	35,532,956	32,864,405
3	国内ソブリン債	26,342	115,458	241,276	84,554	5,732,008	3,648,268
4	その他ソブリン債	190,880	287,092	33,855	92,919	27,530,792	29,263,266
5	政府関係機関債	39	1,467	-	-	1,657,656	461,120
6	社債	4,236	140,221	12,840	23,034	3,789,231	15,975,611
7	株式	1,834	186,755	-	678,855	3,194,278	3,948,846
8	その他担保	-	6,906	-	1,201	16,531	35,817
9	合計	223,331	3,510,295	287,971	3,488,463	79,629,044	92,705,155

CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

2019年3月末

(単位：百万円)

CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	8,490,712	9,206,180
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	5,902,676	5,735,165
3	トータル・リターン・スワップ	928,307	231,013
4	クレジットオプション	12,432	-
5	その他のクレジット・デリバティブ	-	-
6	想定元本合計	15,334,129	15,172,358
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）	64,580	202,326
8	マイナスの公正価値（負債）	△198,807	△52,362

2018年3月末

(単位：百万円)

CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	9,013,849	9,270,947
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	4,446,271	4,842,170
3	トータル・リターン・スワップ	661,678	305,652
4	クレジットオプション	9,795	-
5	その他のクレジット・デリバティブ	-	-
6	想定元本合計	14,131,594	14,418,770
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）	83,792	222,033
8	マイナスの公正価値（負債）	△203,951	△28,583

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

(単位：百万円)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番		信用リスク・アセットの額	
1	前四半期末時点（2018年12月末）における信用リスク・アセットの額	1,275,549	
2	当四半期中の要因別の変動額	資産の規模	96,926
3		取引相手方の信用力	△14,635
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	—
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	—
6		買収又は売却	—
7		為替の変動	1,085
8		その他	—
9	当四半期末時点（2019年3月末）における信用リスク・アセットの額	1,358,926	

(単位：百万円)

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表			
項番		信用リスク・アセットの額	
1	前期末時点（2018年3月末）における信用リスク・アセットの額	1,304,460	
2	当期中の要因別の変動額	資産の規模	△61,106
3		取引相手方の信用力	△40,774
4		モデルの更新（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	111,523
5		手法及び方針（期待エクスポージャー方式に係る変動のみ）	—
6		買収又は売却	—
7		為替の変動	44,823
8		その他	—
9	当期末時点（2019年3月末）における信用リスク・アセットの額	1,358,926	

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

2019年3月末

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		197,577
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	5,148,297	102,965
3	（i）派生商品取引（上場以外）	3,893,417	77,868
4	（ii）派生商品取引（上場）	1,016,576	20,331
5	（iii）レポ形式の取引	238,303	4,766
6	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	-	-
7	分別管理されている当初証拠金	-	-
8	分別管理されていない当初証拠金	356,477	7,129
9	事前拋出された清算基金	136,430	87,481
10	未拋出の清算基金	-	-
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		172,237
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	125,417	117,140
13	（i）派生商品取引（上場以外）	89,721	89,721
14	（ii）派生商品取引（上場）	24,726	24,668
15	（iii）レポ形式の取引	10,969	2,749
16	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	-	-
17	分別管理されている当初証拠金	-	-
18	分別管理されていない当初証拠金	28,592	28,590
19	事前拋出された清算基金	2,120	26,506
20	未拋出の清算基金	-	-

2018年3月末

(単位：百万円)

CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		186,133
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	3,953,620	79,072
3	（i）派生商品取引（上場以外）	2,663,568	53,271
4	（ii）派生商品取引（上場）	1,027,533	20,550
5	（iii）レポ形式の取引	262,517	5,250
6	（iv）クロスプロダクト・ネットティングが承認された場合のネットティング・セット	-	-
7	分別管理されている当初証拠金	-	-
8	分別管理されていない当初証拠金	645,902	12,918
9	事前拋出された清算基金	164,851	94,142
10	未拋出の清算基金	-	-
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		120,316
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	88,306	64,536
13	（i）派生商品取引（上場以外）	34,599	34,599
14	（ii）派生商品取引（上場）	20,601	20,262
15	（iii）レポ形式の取引	33,105	9,674
16	（iv）クロスプロダクト・ネットティングが承認された場合のネットティング・セット	-	-
17	分別管理されている当初証拠金	-	-
18	分別管理されていない当初証拠金	23,081	23,080
19	事前拋出された清算基金	2,615	32,699
20	未拋出の清算基金	-	-

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

SEC 1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーについては、該当ございません。

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

2019年3月末

(単位：百万円)

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	21,227	—	21,227	58,783	—	58,783
2	担保付住宅ローン	—	—	—	21,227	—	21,227	48,747	—	48,747
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	9,346	—	9,346
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	689	—	689
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	72,107	143	72,250
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	56,692	—	56,692
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	2,204	143	2,347
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	2,758	—	2,758
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	10,451	—	10,451
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2018年3月末

(単位：百万円)

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	12,224	—	12,224	60,576	—	60,576
2	担保付住宅ローン	—	—	—	12,224	—	12,224	50,205	—	50,205
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	10,370	—	10,370
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	72,827	1,212	74,039
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	56,093	—	56,093
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	2,369	1,212	3,581
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	3,843	—	3,843
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	10,520	—	10,520
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーについては、該当ございません。

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーについては、該当ございません。

(7) マーケット・リスクに関する事項

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額			
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8パーセントで除して得た額)	
		2019年3月末	2018年3月末
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	—	—
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	—	—
3	外国為替リスクの額	—	—
4	コモディティ・リスクの額	—	—
	オプション取引		
5	簡便法により算出した額	—	—
6	デルタ・プラス法により算出した額	—	—
7	シナリオ法により算出した額	—	—
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	1,157,621	1,078,595
9	合計	1,157,621	1,078,595

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因

(単位：百万円)

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	
		バリュエーション・リスク	ストレステスト・バリュエーション・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計	
1a	前四半期末 (2018年12月末) におけるリスク・アセット	589,100	1,336,106	1,392,254	95,130	—	3,412,592	
1b	前四半期末における連結自己資本規則上のリスク・アセット額への調整	0.98	0.92	1.04	1.00	—	0.98	
1c	前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額	600,066	1,441,309	1,337,254	95,130	—	3,473,761	
2	当四半期中の要因別の変動額	リスク量の変動	7,050	△407,283	2,746	△32,755	—	△430,241
3		モデルの更新又は変更	△34,342	△57,652	—	—	—	△91,994
4		手法及び方針	—	—	—	—	—	—
5		買収及び売却	—	—	—	—	—	—
6		為替の変動	3,851	6,565	9,011	419	—	19,848
7		その他	—	—	—	—	—	—
8a	当四半期末 (2019年3月末) の算出基準日における内部モデル方式の算出額	576,627	982,939	1,349,012	62,794	—	2,971,373	
8b	当四半期末における連結自己資本規則上のリスク・アセット額への調整	1.01	1.06	1.00	1.10	—	1.01	
8c	当四半期末におけるリスク・アセット	584,149	1,051,100	1,349,012	69,211	—	3,053,472	

(単位：百万円)

MR 2 : 内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	
		バリュエーション・リスク	ストレステスト・バリュエーション・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計	
1a	前期末 (2018年3月末) におけるリスク・アセット	587,519	1,603,517	1,386,928	91,747	—	3,669,711	
1b	前期末における連結自己資本規則上のリスク・アセット額への調整	0.78	1.19	1.02	2.61	—	1.04	
1c	前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額	745,117	1,340,035	1,351,813	35,082	—	3,472,048	
2	当期中の要因別の変動額	リスク量の変動	△289,294	△408,590	△83,615	24,404	—	△757,095
3		モデルの更新又は変更	96,624	△15,997	20,817	—	—	101,444
4		手法及び方針	—	—	—	—	—	—
5		買収及び売却	—	—	—	—	—	—
6		為替の変動	24,180	67,492	59,996	3,306	—	154,975
7		その他	—	—	—	—	—	—
8a	当期末 (2019年3月末) の算出基準日における内部モデル方式の算出額	576,627	982,939	1,349,012	62,794	—	2,971,373	
8b	当期末における連結自己資本規則上のリスク・アセット額への調整	1.01	1.06	1.00	1.10	—	1.01	
8c	当期末におけるリスク・アセット	584,149	1,051,100	1,349,012	69,211	—	3,053,472	

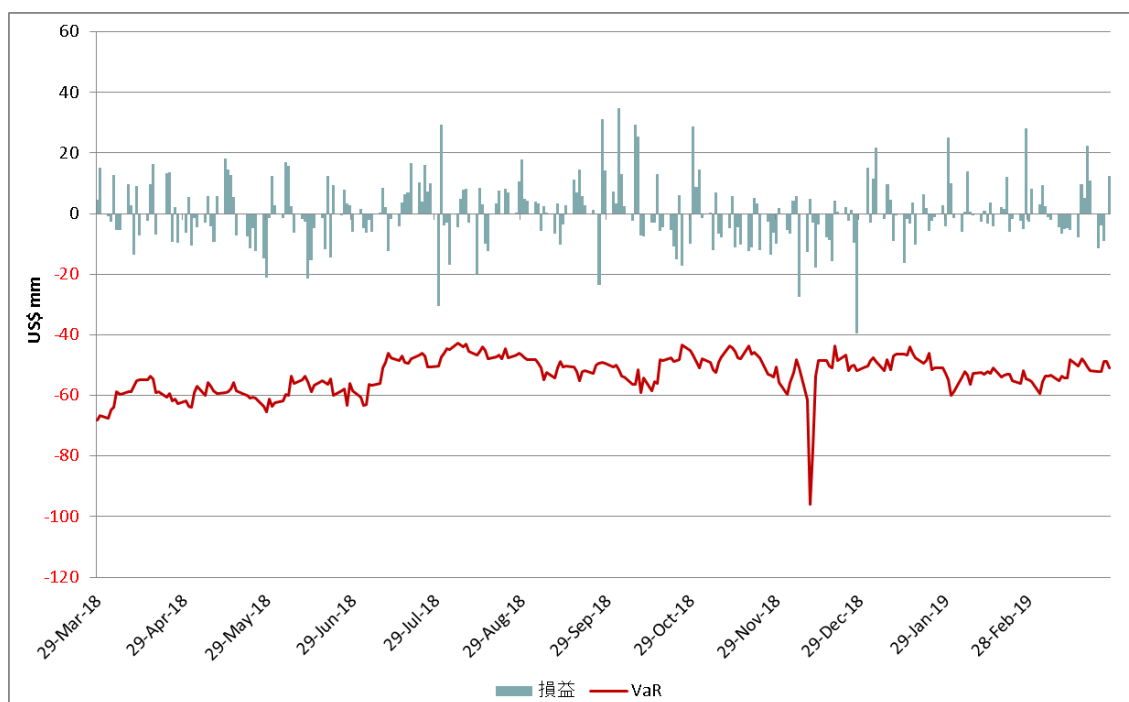
MR 3 : 内部モデル方式の状況 (マーケット・リスク)

(単位 : 百万円)

MR 3 : 内部モデル方式の状況 (マーケット・リスク)			
項番		2019年3月末	2018年3月末
バリュアット・リスク (保有期間10営業日、片側信頼区間99%)			
1	最大値	30,627	19,935
2	平均値	15,552	13,879
3	最小値	11,427	9,723
4	期末	15,377	19,869
ストレス・バリュアット・リスク (保有期間10営業日、片側信頼区間99%)			
5	最大値	76,408	87,715
6	平均値	35,233	33,789
7	最小値	21,254	17,865
8	期末	26,212	35,734
追加的リスクの額 (片側信頼区間99.9%)			
9	最大値	141,833	118,807
10	平均値	111,525	98,950
11	最小値	102,334	79,287
12	期末	107,921	110,954
包括的リスクの額 (片側信頼区間99.9%)			
13	最大値	8,876	8,234
14	平均値	7,088	7,692
15	最小値	5,537	6,854
16	期末	5,537	7,339
17	フロア (修正標準的方式)	5,024	7,339

MR4：内部モデル方式のバック・テストの結果

直近250営業日分において、グループ・レベルでのバック・テスト超過は発生しておりません。



(8) 非トレーディング勘定における金利リスクに関する事項

① 金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの（ Δ EVE）

第三の柱に関する告示の定めるパラレルシフト・シナリオに基づき推計される Δ EVEは、2019年3月期末において弊社グループのTier 1の額の1%未満であるため、重要性が低いものと考えられることから、詳細数値の開示を省略しております。

② 金利ショックに対する金利収益の減少額として計測されるもの（ Δ NII）

野村の資産負債構成における Δ NIIは、非トレーディング勘定において貸出金と預金が重要な位置を占める商業銀行の一般的なビジネス・モデルにおける Δ NIIと比較して重要性が低く、かつ比較可能性に欠けるものであることから、開示は省略しております。

(9) マクロプラードンス監督措置に関する事項

CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況

(単位：百万円，%)

CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファー比率に係る国又は地域別の状況				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファー比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	カウンター・シクリカル・バッファー比率	カウンター・シクリカル・バッファーの額
香港	2.50%	20,143		
スウェーデン	2.00%	9,939		
英国	1.00%	485,773		
小計		515,856		
合計		4,758,774	0.11%	1,511,766

(注) ロ欄の国又は地域ごとの信用リスク・アセットの額は、原則、最終リスクベースの国又は地域にもとづき算出しております。土地・建物等のその他資産並びに一部の事業法人向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、株式等エクスポージャーおよびリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについては、記帳地を用いて算出しております。

(単位：百万円)

GSIB1：G-SIB 選定指標				
国際様式の該当番号			2019年3月末	2018年3月末
1	国際的な活動	対外与信の残高	27,297,023	26,903,139
2		対外債務の残高	18,713,962	20,086,479
3	規模	資産及び取引に関する残高の合計額	56,083,628	78,584,830
4	相互関連性	金融機関等向け与信に関する残高の合計額	13,828,887	11,650,416
5		金融機関等に対する債務に関する残高の合計額	10,173,900	12,335,257
6		発行済の有価証券の残高	5,813,590	6,321,842
7	代替可能性／金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高	31,994,802	32,948,358
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額	2,031,011,692	1,333,781,642
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額	14,035,517	11,918,280
10	複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額	2,204,380,116	3,106,340,605
11		観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高	752,052	674,530
12		売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額	4,611,539	5,221,633

第4章 自己資本調達手段に関する契約内容

1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式

自己資本調達手段（普通株式）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP3762600009
3	準拠法	日本法
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC 調達手段に限る。）(1)	
	規制上の取扱い(2)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(3)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)	
	連結自己資本規制比率	594,493百万円
9	額面総額(5)	
10	表示される科目の区分(6)	株主資本
	連結貸借対照表	株主資本
11	発行日(7)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(8)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(9)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(11)	
18	配当率又は利率(12)	
19	配当等停止条項の有無(13)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無

24	転換が生じる場合(15)	
25	転換の範囲(16)	
26	転換の比率(17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(19)	無
31	元本の削減が生じる場合(20)	
32	元本の削減が生じる範囲(21)	
33	元本回復特約の有無(22)	
34	その概要	

2. 野村ホールディングス株式会社 第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）

自己資本調達手段（劣後債）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AGD1
3	準拠法	日本法
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC 調達手段に限る。）(1)	
	規制上の取扱い(2)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(3)	
7	銘柄、名称又は種類	第1回任意償還条項付無担保永久社債 （債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)	
	連結自己資本規制比率	165,000百万円
9	額面総額(5)	165,000百万円
10	表示される科目の区分(6)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(7)	2016年1月27日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(8)	初回償還可能日：2021年6月15日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(9)	2021年6月15日以降の各利払日（本社債の元金につき損失吸収事由に係る債務免除がなされている場合を除く。）、又は税務事由若しくは資本事由（発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、金融庁その他の監督当局が定める自己資本規制比率基準に照らして、本社債が発行者のその他Tier1資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合）が発生した場合において、任意償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)	2021年6月15日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(11)	固定から変動

18	配当率又は利率(12)	2016年1月28日から2021年6月15日まで： 年3.36パーセント 2021年6月15日の翌日以降： 6か月物ユーロ円LIBOR + 3.20パーセント
19	配当等停止条項の有無(13)	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(15)	
25	転換の範囲(16)	
26	転換の比率(17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(19)	有
31	元本の削減が生じる場合(20)	(i) 損失吸収事由：発行者が報告又は公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 (ii) 実質破綻事由：内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 (iii) 倒産手続開始事由：発行者につき倒産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲(21)	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無(22)	有
34	その概要	元金回復がなされた後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、当社が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定する場合

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

当社は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本社債の利息の全部又は一部の支払を行わないことができる。この場合、当社は、その次の利払日に支払うべき本社債の利息の支払又は不支払を決定するまでの期間中、(i) 当社の普通株式及びその他Tier1資本調達手段に該当する当社の株式（配当最優先株式を除く。）に対する金銭の配当並びに(ii) その他Tier1資本調達手段に該当する配当最優先株式に対する優先配当金の額の半額に、当該利払日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行う部分として当社が決定した割合を乗じた額を超える額の金銭の配当を行う旨の取締役会の決議又はかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出等を行わない。

(2) 利払可能額制限

当社が各利払日に支払うべき本社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、当社は当該限度額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。「利払可能額」とは、ある利払日における当社の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以後当該利払日の前日までに支払われた本社債、同順位証券及び劣後証券の配当及び利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき本社債の利息の総額並びに配当最優先株式及び同順位証券の配当又は利息の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額をいう。

「同順位証券」とは、当社の債務で、利息に係る権利について本社債と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

「劣後証券」とは、当社の債務で、利息に係る権利について本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)又は(2)に基づき支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。

債務免除特約の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

当社が報告又は公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本社債の元金のうち、本社債及び他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部又は一部の免除又は普通株式転換により当社の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額を、本社債の元金の総額及び他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額、並びに当該金額の元金に応じた利息について、当社は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

当社について預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われた場合、当社は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

当社について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、当社は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当社が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、当社が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

劣後特約の概要

本社債は、当社の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、実質的に、当社の一般債権者及び期限付劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、残余財産分配最優先株式と同順位となる。

3. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAB8
3	準拠法	日本法
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC 調達手段に限る。）(1)	
	規制上の取扱い(2)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(3)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)	
	連結自己資本規制比率	11,850百万円
9	額面総額(5)	39,500百万円
10	表示される科目の区分(6)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(7)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(8)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(9)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(11)	固定
18	配当率又は利率(12)	年2.649パーセント
19	配当等停止条項の有無(13)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(15)	
25	転換の範囲(16)	
26	転換の比率(17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(19)	無
31	元本の削減が生じる場合(20)	
32	元本の削減が生じる範囲(21)	
33	元本回復特約の有無(22)	
34	その概要	

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BAB6
3	準拠法	日本法
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC 調達手段に限る。）(1)	
	規制上の取扱い(2)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(3)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)	
	連結自己資本規制比率	17,010百万円
9	額面総額(5)	57,700百万円
10	表示される科目の区分(6)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(7)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(8)	初回償還可能日：2020年11月26日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(9)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日（毎年5月26日および11月26日（当該日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日））
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(11)	固定
18	配当率又は利率(12)	年2.749パーセント
19	配当等停止条項の有無(13)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(15)	
25	転換の範囲(16)	
26	転換の比率(17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(19)	無
31	元本の削減が生じる場合(20)	
32	元本の削減が生じる範囲(21)	
33	元本回復特約の有無(22)	
34	その概要	

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260CAB4
3	準拠法	日本法
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC 調達手段に限る。）(1)	
	規制上の取扱い(2)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(3)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)	
	連結自己資本規制比率	1,800百万円
9	額面総額(5)	6,000百万円
10	表示される科目の区分(6)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(7)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(8)	初回償還可能日：2020年11月26日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(9)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日（毎年5月26日および11月26日（当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日））
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(11)	変動
18	配当率又は利率(12)	6か月物ユーロ円LIBOR + 1.0パーセント
19	配当等停止条項の有無(13)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(15)	
25	転換の範囲(16)	
26	転換の比率(17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(19)	無
31	元本の削減が生じる場合(20)	
32	元本の削減が生じる範囲(21)	
33	元本回復特約の有無(22)	
34	その概要	

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

6. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAC6
3	準拠法	日本法
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC 調達手段に限る。）(1)	
	規制上の取扱い(2)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(3)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)	
	連結自己資本規制比率	15,000百万円
9	額面総額(5)	50,000百万円
10	表示される科目の区分(6)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(7)	2010年12月6日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(8)	初回償還可能日：2020年11月26日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(9)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日（毎年5月26日および11月26日（当該日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日））
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(11)	固定
18	配当率又は利率(12)	年2.773パーセント
19	配当等停止条項の有無(13)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(15)	
25	転換の範囲(16)	
26	転換の比率(17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(19)	無
31	元本の削減が生じる場合(20)	
32	元本の削減が生じる範囲(21)	
33	元本回復特約の有無(22)	
34	その概要	

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社杉村倉庫、Nomura Asset Management Taiwan Ltd. 他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法、香港法 他
3 a	外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC 調達手段に限る。）(1)	
	規制上の取扱い(2)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(3)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)	
	連結自己資本規制比率	1,542百万円
9	額面総額(5)	
10	表示される科目の区分(6)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(7)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(8)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(9)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(11)	
18	配当率又は利率(12)	
19	配当等停止条項の有無(13)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無

24	転換が生じる場合(15)	
25	転換の範囲(16)	
26	転換の比率(17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(19)	無
31	元本の削減が生じる場合(20)	
32	元本の削減が生じる範囲(21)	
33	元本回復特約の有無(22)	
34	その概要	

第5章 連結レバレッジ比率に関する開示事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	2019年3月末	2018年12月末	2018年3月末
オン・バランス資産の額(1)					
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	22,412,684	25,032,527	22,483,092
1 a	1	連結貸借対照表における総資産の額	40,969,438	45,113,022	40,591,329
1 b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)(注1)	115,429	114,147	24,108
1 c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子法人の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—	—
1 d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)	18,441,324	19,966,348	18,084,129
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額(△)	161,056	153,592	240,397
3		オン・バランス資産の額(イ)	22,251,628	24,878,935	22,242,695
デリバティブ取引等に関する額(2)					
4		デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額	1,564,333		
		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	—	1,075,113	2,015,083
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額	5,266,225		
		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	—	9,362,833	9,774,742
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	256,360	516,764
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額	1,319,694		
		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	1,250,781	1,201,237
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)	1,510,140	1,133,703	497,667
8		清算会員である最終指定親会社等が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)			
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	15,267,601	14,936,011	14,377,859
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)	13,730,083	13,483,628	12,643,745
11	4	デリバティブ取引等に関する額(ロ)	8,177,629	12,263,768	14,744,272
レポ取引等に関する額(3)					
12		レポ取引等に関する資産の額	36,424,638	39,746,357	37,984,227

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	2019年3月末	2018年12月末	2018年3月末
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	19,117,679	21,123,244	21,746,485
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	1,843,448	1,566,794	1,766,456
15		代理取引のエクスポージャーの額			
16	5	レポ取引等に関する額(ハ)	19,150,408	20,189,907	18,004,199
オフ・バランス取引に関する額(4)					
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	3,613,945	2,988,346	1,641,311
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)	1,386,467	1,152,831	497,391
19	6	オフ・バランス取引に関する額(ニ)	2,227,477	1,835,514	1,143,920
連結レバレッジ比率(5)					
20		資本の額(ホ)	2,605,940	2,637,925	2,666,367
21	8	総エクスポージャーの額(イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) (ヘ)	51,807,144	59,168,126	56,135,087
22		連結レバレッジ比率(ホ) / (ヘ)	5.03%	4.45%	4.74%

(注)

- 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁告示十三号)第3条第3項に基づき、連結保険子法人等について、連結レバレッジ比率算出において、非連結子会社としての取り扱いをしております。
- 連結レバレッジ比率の増加について、主にSA-CCRの適用によるデリバティブ取引等に関する額の減少に伴い、総エクスポージャーの額が減少したことによるものであります。

第2部 連結流動性規制に関する開示 (流動性に係る経営の健全性の状況)

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成27年金融庁告示第9号）に基づき行う開示

第1章 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(単位：百万円、%、件)

項目		当最終指定親会社四半期 (2019年3月期 第4 四半期)		前最終指定親会社四半期 (2019年3月期 第3 四半期)	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額	4,319,594		4,453,912	
資金流出額 (2)		資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額	533,659	157,801	419,697	46,495
3	うち、安定預金の額	—	—	—	—
4	うち、準安定預金の額	533,659	157,801	419,697	46,495
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	1,484,265	1,322,260	1,406,360	1,242,715
6	うち、適格オペレーショナル預金の額	—	—	—	—
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性 有価証券以外のホールセール無担保資金調達 に係る資金の額	1,077,526	915,521	1,123,787	960,142
8	うち、負債性有価証券の額	406,738	406,738	282,573	282,573
9	有担保資金調達等に係る資金流出額			2,994,835	
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与 信・流動性ファシリティに係る資金流出額	1,959,434	1,685,658	2,284,665	2,024,400
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	1,552,894	1,552,894	1,899,443	1,899,443
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	—	—	—	—
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金 流出額	406,539	132,764	385,222	124,957
14	資金提供義務に基づく資金流出額等	3,822,238	1,033,481	4,472,753	1,202,145
15	偶発事象に係る資金流出額	439,595	217,384	434,603	221,522
16	資金流出合計額	7,409,884		7,732,112	
資金流入額 (3)		資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流入率を 乗じる前の額	資金流入率を 乗じた後の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額	31,552,734	2,373,160	31,509,705	2,290,461
18	貸付金等の回収に係る資金流入額	1,171,478	1,064,784	1,057,100	965,295
19	その他資金流入額	4,204,474	1,790,705	5,175,886	2,176,245
20	資金流入合計額	36,928,686	5,228,649	37,742,692	5,432,000
連結流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額	4,319,594		4,453,912	
22	純資金流出額	2,191,058		2,300,540	
23	連結流動性カバレッジ比率	198.4%		196.7%	
24	平均値計算用データ数	58		62	

第2章 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

会社グループの第4四半期連結会計期間の日次平均適格流動資産の合計額は前四半期比1,343億18百万円減の4兆3,195億94百万円となりました。デリバティブ取引等に係る資金流出額が同3,465億49百万円減の1兆5,528億94百万円、資金提供義務に基づく資金流出額等が同1,686億63百万円減の1兆334億81百万円、その他資金流入額が同3,855億40百万円減の1兆7,907億05百万円、純資金流出額は同1,094億82百万円減の2兆1,910億58百万円となりました。

この結果、流動性カバレッジ比率の第4四半期連結会計期間の日次平均は198.4%となりました。

会社グループの連結流動性カバレッジ比率が変動する主な要因としては、顧客との有価証券売買および貸借取引に伴うトレーディング在庫の変動、デリバティブ取引に伴う担保差出・受入による資金流出入金額の変化が挙げられます。

2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

会社グループの第4四半期連結会計期間の日次平均連結流動性カバレッジ比率は、法令上の最低要求水準を十分に上回っております。

また、会社グループでは、連結流動性カバレッジ比率に関するリスク・アペタイトを定め、同比率が法令上の最低要求水準を上回る水準であることを日次で確認しております。

3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

算入可能適格流動資産の内容について著しい変動はありませんでした。

4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

該当する重要な事項はございません。

第3章 資金流動性リスク管理に係る開示事項

1. 資金流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村固有の事情により発生します。資金流動性リスク管理については、経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としております。野村の資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ1年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな資金流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用、(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(4) 野村各社に対する与信枠の管理、(5) 流動性ストレステストの実行、(6) コンテンジエンス・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者(以下「CFO」)は、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

2. 資金流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持

野村は、グループ内で資金流動性を有効に活用することを可能とするため、グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、無担保で提供される資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、CFOによって決定され、経営会議において各部門へ配分が行われます。ファイナンス部門において、資金流動性の管理を行う組織であるグローバル・トレジャリーは、使用状況についてモニタリングを行い、経営会議へ報告しております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、無担保による資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、さまざまなグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

潜在的な資金流動性必要額を考慮し、十分な資金流動性を確保するために、野村は、現金ならびに売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産等で構成される流動性ポートフォリオを維持しており、グローバル・トレジャリーにて他の資産と区別して管理をしております。流動性ポートフォリオの金額は、2019年3月31日現在、4兆8,705億円となっており、ストレス・シナリオを考慮した資金流動性必要額を満たしております。

(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を2019年3月31日現在、2兆2,681億円所有しております。グローバル・トレジャリーは、その他担保未提供資産のモニタリングを行っており、流動性ストレス下においては、当該資産を現金化し、野村の流動性供給のために利用することができます。なお、流動性ポートフォリオとその他担保未提供資産の合計は、7兆1,386億円となりました。これは、野村の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、283.4%に相当します。

(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期無担保債務の額、および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。また、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために、資金調達を行う市場やプロダクト、投資家、通貨および返済期限の分散にも努めております。

(4) 野村グループ各社に対する与信枠の管理

野村は、資金調達の安定性を確保するために、金融機関から野村に対する与信枠の維持、拡大に努めております。また、資金流動性リスク管理の一環として、野村は、借入の契約満期日が一時期に集中しないように分散させております。

(5) 流動性ストレステストの実行

野村は、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性ポートフォリオをモニターしております。

資金流動性必要額は、さまざまなストレスシナリオ下において、異なるレベルで、さまざまな時間軸に沿って見積もられております。そこでは、親会社や子会社レベルでの格下げといった野村固有および市場全体のイベント下で発生する資金流動性必要額を見積もっております。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー（以下「MCO」）」と呼んでおります。

MCOフレームワークは、主たる資金流動性リスクを考慮したうえで構築し、以下の2つのシナリオに基づいて、将来のキャッシュ・フローをモデル化しております。

- ・ストレスシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にある場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく1年間適切な流動性を維持すること。
- ・アキュートシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にあることに加え、野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく30日間適切な流動性を維持すること。

野村は、これらの各モデルで用いられている時間軸の中で、資産の流動化を行ったり、ビジネス・モデルを修正することはできないと想定しております。したがって、MCOフレームワークは、ストレス状況下においても、野村が適切と考える流動性リスク・アペタイトを満たすために必要な資金流動性額を定義するものです。

2019年3月末時点において、野村の流動性ポートフォリオは、上述のシナリオ下で想定された資金流出予想額を上回っております。

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた資金流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルでは、以下のような事象を考慮、想定しております。

- ・資産の売却ができない状況
- ・追加の無担保調達を行うことができない状況
- ・既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- ・発行済み社債の買い取りの可能性
- ・流動性の低い資産を担保とする資金調達ラインの喪失
- ・通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- ・ストレス時における受入銀行預金および担保の流出
- ・既存のレボ調達時の担保掛目の拡大
- ・決済銀行からの担保・預託金追加要求
- ・コミットメント提供先のドローダウン
- ・損失に伴う資金の喪失
- ・野村の信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引にかかる契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請
- ・グループ会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出

(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（以下「CFP」）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、野村固有のあるいは市場全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセス

ができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうるようにならされております。なお、野村は、定期的にさまざまな市場や野村固有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行うさまざまな証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項

該当する重要な事項はございません。

第3部 開示方針

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき、開示情報の信頼性を維持・確保することを目的として、「最終指定親会社の経営の健全性の状況に係る開示方針」（以下、「当開示方針」といいます。）を定め、経営会議にて承認を得ております。

当開示方針に従い、情報開示委員会及びCFOは、本開示が、作成部署により定められた手続きに従って適切に作成されていることを確認しております。本開示は開示後速やかに経営会議に報告されます。また、手続きの有効性については、定期的にインターナル・オーディット部門の内部監査を受けております。

